

平成25年 6月18日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成25年6月18日(火)午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問(別紙のとおり)
- 日程第 6 同意第 3号 副町長の選任について
- 日程第 7 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
(町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 8 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
(東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 9 議案第 21号 一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例を制定することについて
- 日程第 10 議案第 22号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 11 議案第 23号 和解について
- 日程第 12 議案第 24号 平成25年度東庄町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 13 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書について
(平成24年度東庄町一般会計繰越明許費繰越計算書)
- 日程第 14 請願第 1号 道路舗装及び側溝整備に関する請願
- 日程第 15 請願第 2号 「国における平成26(2014)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願
- 日程第 16 請願第 3号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願
- 日程第 17 陳情第 2号 T P P交渉参加に関する意見書の提出を求める陳情
- 日程第 18 休会の件

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1 番 林 俊 之 君
2 番 大 網 正 敏 君
4 番 花 香 孝 彦 君
5 番 佐久間 義 房 君
6 番 板 寺 正 範 君
7 番 城之内 一 男 君
8 番 高 木 武 男 君
9 番 林 甚 一 君
10番 鈴 木 正 昭 君
11番 多 田 和 弘 君
12番 土 屋 進 君
13番 山 崎 ひろみ 君
14番 宮 崎 正 吾 君
15番 高 嶋 雅 弘 君
16番 鎌 形 寿 一 君

欠席議員

な し

出席説明員（13名）

町 長 岩 田 利 雄 君
副 町 長 清 水 正 幸 君
監 査 委 員 平 山 茂 君
総 務 課 長 五十嵐 秀 司 君
病 院 事 務 長 宇ノ澤 康 成 君
町 民 課 長 池 永 芳 則 君
会 計 管 理 者 鈴 木 努 君
健 康 福 祉 課 長 石 毛 克 身 君
ま ち づ くり 課 長 金 島 正 好 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 河 津 静 夫 君
教 育 委 員 会 委 員 長 小 林 衛 治 君

教 育 長 小 澤 茂 君

教 育 課 長 林 敏 行 君

出席事務局員（3名）

事 務 局 長 小 林 豊

次 長 宮 前 玉 子

主 査 箕 輪 広 次

(午前10時00分 開会)

議長(鎌形寿一君)

ただいまの出席議員は15人全員です。

ただいまから、平成25年6月東庄町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、11番 多田和弘君、5番 佐久間義房君、両名を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、本日から6月20日までの3日間とすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

したがって、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、高嶋雅弘君。

15番(高嶋雅弘君)

おはようございます。平成25年6月定例会の運営についてご報告いたします。

今期定例会の運営につきましては、去る6月11日に議会運営委員会を開きまして、会期及び審議予定などについて協議をいたしました。この定例会に付議されます案件は、町長提案8件、請願3件、陳情1件であります。これらの案件を審議するために、会期は本日から20日までの3日間とすることに合意を見ております。

審議の予定は、第1日目の本日は議事日程に従いまして、諸般の報告、行政報告の後、一般質問は5人の議員から通告がありましたので、これを行います。次に、同意第3号を上程・採決、続いて承認第1号から議案第24号までを順次上程し、質疑・採決を行います。次に、報告第1号の報告を行います。次に、請願3件、陳情1件を上程し、請願については請願紹介議員から趣旨説明を求め、所管の常任委員会に付託して散会といたします。同日散会後に全員協議会を開催し、議員報酬の減額措置について協議する予定です。

第2日目の19日は休会としまして、午前中は文教福祉常任委員会を、午後は総務産業常任委員会をそれぞれ議員控室にて開催することに合意を見ております。

なお、委員会開催の詳細は、審議予定表によりご了承願います。

最終日、20日は午後1時から議会運営委員会を開催し、さきの全員協議会の協議結果を踏まえ、議員報酬の減額措置に関する条例案を機関決定したいと思います。その後、時間を午後2時30分に繰り下げて本会議を開きまして、総務産業常任委員会及び文教福祉常任委員会の審査報告を受け、質疑・採決を行って閉会といたします。

なお、定例会閉会后、全員協議会を開催して、一部事務組合の議会報告等を行う予定です。

以上で、議会運営委員会において決定しました事項の報告を終わります。

本定例会が円滑に運営されますよう、各位のご協力をお願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日から6月20日までの3日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月20日までの3日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長より議会の会務報告を行います。

3月定例会以後の議会活動及び議員活動は、お手元に配付の報告書のとおりです。

次に、地方自治法第121条第1項の規定による本定例会の出席要求に対し、お手元の印刷物のとおり通知がありましたが、病院院長、高石佳則君から診療業務のため、欠席したい旨の届け出がありました。ご了承を願います。

次に、本日、町長より議案の送付があり、これを受理しました。

次に、請願3件、陳情1件を受理しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長及び教育長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

それでは、平成25年3月1日から5月31日までの行政報告について、主なものを申し上げます。

1ページ目、総務課庶務関係でございますけれども、職員の退職及び新規採用ですが、3月31日までに一般行政職等12人が退職し、年度当初に医師及び一般行政職等9人を採用しております。また、5月1日付で病院医師1人を採用しております。定員管理につきましては、引き続き効率的な行政運営を念頭に十分意を配してまいりたいと考えております。

また、4月22日に行政協力員まちづくり会議を開催いたしました。町民視点による町政への提言や、地域の課題解決に向けた活発な意見交換が行われたところでございます。

次に、2ページ目、上段の防災関係でございますけれども、3月21日に第2回防災会議を開催し、東日本大震災の教訓を踏まえた新たな地域防災計画を決定したところでございます。

次に、3ページ目でございますが、町民課の賦課徴収関係でございますけれども、5月中に各種町税の納税通知書を発送しております。課税額は軽自動車税が3,447万円、町県民税の特別徴収分が6億366万円、固定資産税が6億9,696万円となっております。

次に、7ページ目、環境関係でございますけれども、住宅用太陽光発電設備の設置補助金について20件、288万円の交付決定をいたしております。

次に、9ページ目、健康福祉課衛生関係でございますけれども、各種検診や予防接種など、健康増進事業を記載のとおり実施しております。引き続き、受診率、接種率の向上に努め町民の皆様の健康増進を図ってまいります。

次に、12ページ目、中段の公園関係でございますけれども、橘駅前の土地、1,103平方メートルを1,300万円で購入しております。契約は5月9日、契約の相手方はかとり農業協同組合でございます。今後有効に活用してまいりたいと考えております。

次に、13ページ目下段、商工観光関係でございますけれども、3月3日、千葉早春キャンペーンやJR千葉支社とのタイアップなど、各種のイベントで積極的に観光物産のPRを行っております。また、14ページ目でございますが、5月5日開催の「駅からハイキング」では391名の参加をいただき、5月5日と12日開

催の「雲井岬つつじまつり」では、合計5,500人の来場者がございました。

最後に、16ページ目、東庄病院関係でございますけれども、一日当たりの平均入院患者数が56人、外来患者数が101人となっております。また、千葉県から派遣医師として4月1日付、新たに2人が着任したほか、冒頭職員の採用で申し上げますが、5月1日付で以前勤務をいただいております小又医師に町職員として復帰していただいております。現在常勤医は4名態勢でございますが、今後も医師の確保に努めてまいります。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

議長（鎌形寿一君）

小澤教育長。

教育長（小澤 茂君）

教育委員会行政報告の主なものを申し上げます。17ページをごらんください。

2の学校教育関係の平成24年度末公立学校教職員の人事異動は、転入32名、配置がえ3名、転出23名、退職6名でありました。(3)、(4)の幼稚園と小・中学校の卒業式、入学式には、議員の皆様のお出席をいただきましてありがとうございました。18ページ、(6)の契約関係ですが、これは例年行っておる契約がほとんどでございます。

3の生涯学習関係は、各種団体の総会、定期総会であります。また、第27回町民バスハイキングは99名の参加がございました。

4の公民館関係、5の図書館関係、6の学校給食センター関係については記載のとおりでございます。

以上で、教育委員会の行政報告といたします。

議長（鎌形寿一君）

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

7番、城之内一男君。

7番（城之内一男君）

7番、城之内です。よろしく申し上げます。

まちづくりの現状認識と将来構想について、平成25年度予算と施政方針につい

て質問します。

最初に、まちづくりの現状認識と将来構想について質問します。

初めに総合計画の位置づけについて、所見を伺います。総合計画は自治体のマスタープランであり、多岐にわたる自治体の政策を体系的に推進する手段であり、総合計画は各個別分野ごとのマスタープランや実施計画とは異なり、自治体において組織横断的に策定された総合的な政策体系であり、他の個別分野の計画を体系化する最上位の計画であると考えますが、所見を伺います。

あわせて、総合計画は自治体の計画、個別の政策を全てに通じて推進する自治体のマスタープランであると考えますが、総合計画の策定に当たり立案や作成を含め執行部が策定する、行政が策定するという意味で行政計画であると言えますが、見解を伺います。

総合計画の策定には、調査や調整など膨大な情報処理作業が必要であり、多くの能力と費用をかけて策定する必要があるのか、総花的との批判や総合計画不要論もある中ですが、総合計画の策定の必要性について見解を伺います。

地方自治法では基本構想が法定議決事件となっていたところですが、地方自治法改正で基本構想の議決制度を義務づけ・枠づけの一種として削除し、基本構想の義務づけの廃止により総合計画の策定は市町村の裁量に委ねられることになったところですが、義務づけが廃止されても総合計画は自治体の政策をコントロールする総合的なマスタープランであり、必要なものとしてつくり続けるのか、不要として廃止するのか所見を伺います。

あわせて、つくり続ける場合は地方自治法改正によって、基本構想の義務づけ廃止により総合計画の根拠が失われるため、法にかわる根拠を独自に自治体が条例で設けるのか否か、基本構想が法定議決事件となっていた中、議会の議決をどうするのか行政としての見解を伺います。

一方、不要として廃止する場合、総合計画にかわって政策をコントロールする仕組みを考え出さなければいけないと思いますが、あわせて見解を伺います。

次に、人口減少・少子高齢化の現状と将来について伺います。

平成17年には国内人口が高どまりし、以後減少傾向にある中、市町村部では過疎化、少子高齢化、農林水産業、建設業などの従来基幹的であった産業が低迷し、雇用の場が不足し、担い手の激減、耕作放棄地の増大など、厳しい現実があります。

東庄町もここ数年の人口減少は改善されず、いずれ町のフレームワークにも大きな影響が出てくると思います。東庄町の人口減少についてどのように認識しているのか、町政全体に及ぼす影響、産業振興、住民福祉、教育への影響、少子高齢化への取り組みについて伺います。

日本の人口は1870年の約3,500万人から、現在約1億1,800人までに百数十年間で3倍強にふえた中、国立社会保障・人口問題研究所の発表によれば、2060年までの50年間で4,132万人減って今の3分の2になってしまうという中、65歳以上の高齢者人口は団塊ジュニアが高齢期に入る、42年に3,878万人となりピークを迎え、今よりも約930万人の増加。ゼロ歳から14歳の子どもは60年には今の半分以下の791万人になり、総人口の1割を切り、高齢化率は現在の23%が、50年後には40%近くまで上昇するという中、国立社会保障・人口問題研究所が発表した将来推計人口では、千葉県的人口が821万人だった10年から、2040年には14%も目減りし535万人に、65歳以上の高齢化率は10年の21.5%から大幅に拡大し、40年に36.5%に達する見通し。人口減と高齢化が顕著なのは房総半島南部や、県東部の自治体という推定ですが、東庄町の2040年の見込みは10年を100とした値の指数で58.8、高齢化率45.3%。町における人口減、高齢化が際立って顕著であり、人口減少の要因についてどのように分析しているのか、自然減なのか、社会減なのか、町の人口動態についての見解を伺います。

75%の自治体は人口減少している中ですが、人口減少が町政全体に及ぼす影響について伺います。

人口減少は町財政にも大きな影響を及ぼします。生産年齢人口の減少で税収も減り、財政規模が縮減、また国勢調査人口は地方交付税や基準財政需要額、財政に影響を及ぼすことになり、地方債についても住民1人当たり負担はふえます。町財政に及ぼす影響について伺います。

次に、住民福祉、少子高齢化への影響、取り組みについて伺います。

ほとんどの人が結婚し家族がいた社会から、単身世帯の増加、高齢者世帯の増加が際立つ中、高齢化による医療費負担増、介護負担増、高齢化でコストはふえるのにそれを賄う財政事情も厳しくなると考えますが、認識を伺います。

あわせて、高齢者世帯の中でも最もふえるのがひとり暮らしの世帯という中、ひ

とり暮らしの高齢者がふえていく中で、介護や見守りのニーズを行政が把握することが重要になってくると考えますが、見解を伺います。

少子化対策、婚活支援活動について伺います。

長期的な少子高齢化の傾向は変わっていない中、将来人口推計ではゼロから14歳の子どもが一貫して減り続け、2060年には今の半分以上の791万人になり、総人口の1割を切り、将来人口推計のもととなる合計特殊出生率は1.35と仮定しており、人口減少に歯どめがかかる2.07には遠く及ばないところですが、未婚化や晩婚化・晩産化の傾向は今後も進むと見られるところですが、東庄町の将来人口はどうなるのか、人口推計の分析、今後どういうふうに見込んでいくかは非常に大事だと考えますが、見解を伺います。

あわせて、町における65歳以上の高齢者人口、高齢化率、15から64歳の生産年齢人口、ゼロから14歳の年少人口の推計、人口増減傾向について伺います。

9割近くの未婚男女が結婚したいと考えているのに、推計では5人に1人は結婚しないという前提を置いており、既に結婚しているカップルも持ちたい子どもの数を実現できないでいるという現状の中、仕事をしながら子育てのできる環境をもっと充実させなければいけないと思いますが、見解を伺います。

結婚願望が全くないわけではないのだが、結婚したくても出会いがないという実態もある中、婚活支援事業の今後の取り組みについて伺います。

あわせて、平均初婚年齢は夫が30.7歳、妻が29.0歳、50歳までに未婚だった人の割合は05年が男性16%、女性7.2%が、2030年の未婚率予測では男性30%、女性20%という人口動態統計がある中、町における現状認識と未婚率、合計特殊出生率を伺います。

次に、地域活性化への取り組みについて、所見を伺います。

地方は人口減少に伴い、地域経済全体の衰退という深刻な危機に直面している現実、地域の担い手不足が深刻化し、特有の伝統や生活文化の喪失のおそれがあります。地方行政にとって地域の活性化はまさに喫緊の課題であり、それぞれの地方の状況に応じ、生活の維持や産業の活性化のためには何が必要かを考え、道筋をつけていかなければならないと思います。行政の現状認識と考えをお聞きします。

地域活性化の課題と取り組みについて、2点伺います。

最初に、産業の振興と活性化について伺います。町の基幹産業と位置づける農業

について伺います。基幹産業と位置づけながら、町の農業振興策がなかなか見えないところではありますが、東庄町の農業の現状認識と農業の振興への取り組み、将来の東庄町の農業について所見を伺います。

T P P 交渉参加問題がある中ですが、農家の所得を減らさない手っ取り早い方法は高い関税をかけて海外の安い農作物が入れられないようにし、国内の価格を高どまりさせること。T P P は輸入品にかかる関税をなくすことを目指し、聖域なき関税撤廃でないことを示し理解を安倍政権は得る狙いですが、T P P は原則として関税撤廃、高い水準の自由化であり、日本を含めて12カ国の自由貿易のルールを決める多国間協議であり、自動車分野と保険や知的財産権など9分野の非関税障壁のあり方が協議される場所ですが、日中韓3カ国のF T A 交渉、東アジア16カ国が参加する包括的経済連携協定(R C E P)、日本と欧州連合のE P Aの交渉も同時進行で進める中、政府の力量が問われる局面を迎えるところですが、通商交渉の意義と原則を踏まえ柔軟な対応が必要であり、大事なことは国民全体にとっての利益であり、影響を受ける国内の分野への対策、競争力を高める改革に取り組みが求められるところですが、T P P に参加した場合、政府試算では国内総生産は10年後には年間3.2兆円ふえ、農業生産額は数年後には約3兆円減り、最も生産額が減る米は1兆円の減少、3割が輸入品に置きかわり、牛肉、豚肉は高級品、銘柄豚以外は一部を除いて輸入品になるという試算がある中、町の農業への影響、将来についてどのように考え、どのような取り組みが考えられるのか所見をお聞きします。

あわせて、米は関税を守るだけでは生き残れない面もあります。米の消費量は50年前より4割も減り、農業で生計を立てる農家の戸数もこの15年で24%減り、平均年齢59.0歳から65.8歳になる中、日本の農業は厳しさを増している中ですが、町の現状についてお尋ねします。農業で生計を立てている農家数、平均年齢及び後継者の有無についてお願いします。

次に、商業について伺います。商店街を取り巻く環境はますます厳しくなっている現状ですが、商店街を取り巻く環境は大型店が進出したというだけでなく、人口減少と超高齢化社会を迎え商圈が狭くなり、商圈内の購買力が減少、つまり小売販売額などが減少していく将来に希望・期待を持たない経営状況下で、後継者が育たず、店主の高齢化等により廃業に追い込まれ、新たな出店者もなく、空き店舗が増加する、商店街の衰退傾向に歯どめがかかっていない現状ですが、また個店は品ぞ

ろえやプレゼンテーション、顧客サービスなど消費者ニーズに対応し切れず、旧態依然の営業を継続しているなど課題も指摘されるところですが、顧客・生活者視点への経営改革が求められるところでもありますが、特に個店経営は危機的局面にあると思います。

現状認識を伺うとともに、ここ数年間強調されるようになった買い物弱者問題なども常に商店街の衰退と関連して議論されるところですが、商店街は地域住民の近くに存在することによって、地域住民にとってはなくてはならない存在として機能していたところであり、単なる買い物空間ではなく、人々が集まる場所、地域コミュニティの場でもあります。町における買い物弱者の現状及び移動販売など考えられるところですが、対策について考えを伺います。

あわせて、商業の活性化、振興について町の取り組みをお聞きします。

商工会に補助金を出しているところですが、行政として現場に入り、現場を理解し、ともに考え、ともに知恵を出し、ともに行動することが大切だと考えますが見解を伺います。

2点目に、交通基盤の整備とその利活用について所見を伺います。

人口の減少、急速な少子高齢化の進展、交通弱者、買い物弱者問題がある中、住民の足である地域公共交通は単に住民の移動手段の有無というだけではなく、住民が安心して暮らすための医療や福祉の提供を受ける機会の確保、地域経済の維持、創出などの役割も担っているところですが、地域に適した身近な生活交通の確保、維持または改善に向けた取り組みが必要とされていると考えますが、地域のどんな人が、どこへ、何をしに移動したいのか、何に困っているのか、どんなニーズをカバーするのかしっかり捉えることが重要であり、各地で新地域交通システム、デマンドなどの導入もあるところですが、空気を運ぶバスへの財政支援では住民のコンセンサスは得られません。今後どこまで財政支援が可能か、住民合意が得られるのか、持続できる仕組みの構築と利用促進が求められるところですが、景気、行政の現状認識と将来の地域住民の足の確保、維持について考えを伺います。

協働によるまちづくりについて伺います。

ここ数年、全国の自治体で住民協働と新しい公共の二つの公共を掲げているところですが、東庄町も総合計画における基本構想で、基本理念として「協働による暮らしやすい魅力あるまちづくり」を掲げているところであり、協働とは町民と行政

が対等な立場で目標の達成に向けて連携することであり、近年の行政運営において欠くことのできない考え方です。町民のまちづくりに関する意識を高め、町民がみずから積極的に参加する流れをつくり、行政と一体となって自分たちの町をつくり上げていく方向性が求められます。町民と行政の協働、町民と町民の共同、これからの東庄町のまちづくりには欠かせない考え方だと思います。

そう述べているところですが、新しい公共は政権交代に当たって民主党が掲げてきた考え方ですが、住民協働や新しい公共というやや難しい概念を全ての行政の職員も住民も正しく理解し行動しているのか、疑問も感じるところですが、行政の認識を伺います。

1990年代以降、右肩下がりの時代に突入し、国も地方も低成長による税収減と、高齢化に伴う行政需要の膨張、自治体の財政難という窮状にあえぐ中、現状では行政のみでは肥大化した行政サービスを行財政改革だけでは追いつかず、住民や重要なパートナーとしてのコミュニティー組織、NPO、ボランティア組織、各種団体と連携して、これからの公共サービスの質と量を保っていこうとする政策傾向を意味しており、行政主導から住民自治へ行政が担ってきた公共サービスを、これからは住民も自主的にできることはすべきという住民協働や新しい公共という考え方がそこにあると思いますが、所見を伺います。

新しい公共や協働において今までは行政サービス、公共サービスを行政が担ってきたということが語られますが、地域における住民サービスを担うのは行政のみではないということが重要な視点であり、住民や民間の力と行政の担う公共サービスとが連携・協働して、安心できる公共サービスの水準を維持していく政策方向であり、地域が必要とする公共サービスや行政が抱え込んできた地域社会の問題など、自分たちの地域は自分たちでつくる多様な行政サービスを自分たちも担おうという機運の高まり、行政主導から住民参画が重要になってくるとと思いますが、行政としての見解を伺います。

協働の取り組みについて、住民、地域住民組織に求められているところですが、これまでも地域住民組織は、身の回りの軽易な公共サービスはみずから行ってきており、街路灯の管理、広報配布、ごみ清掃等、公共サービスを担ってきたところですが、地域コミュニティーの衰退が久しく言われる中、高度成長によって税収も伸び、国や自治体が行政サービスの水準を上昇させ、地域で助け合う必要度が低下、

自治会、町内会等の加入率の長期低落傾向も見られる中、地域社会のきずなの再生や、地域コミュニティーの再構築をしていかなければならないと考えますが、町の区への加入の状況とあわせて所見を伺います。

あわせて、公共の政策体系を構築することが自治体の大きな課題になっていると思いますが、見解を伺います。

2番目に、平成25年度予算と施政方針について伺います。

最初に、平成25年度予算について伺います。

平成25年度の町の予算総額94億6,490万円となる中、一般会計予算は前年度比1,200万円増の45億8,300万円となったところですが、町税は減収傾向にあった中、個人住民税、法人町民税、固定資産税、たばこ税の増等、町税収入は前年度比で9,395万円増の13億6,782万円を見込み、歳入の3分の1以上を占める地方交付税は前年度比で7,900万円減の16億3,900万円を見込んでいるところですが、経済情勢も金融緩和、公共事業、成長戦略を三本の矢とするアベノミクスを市場は好感、円安・株高の流れは確実に進み、経済が活性化し景気が回復するとの見方が広がり、上向き傾向にあるとは言え、このところの株価の乱高下、為替も円高に戻る一方、長期金利は高どまり、財政再建も具体策は示されず、先行き不透明と懸念される面があります。

町の財政状況は税収の増により、自主財源38.3%、依存財源61.7%と多少改善されたとは言え、自主財源の確保は将来にわたっての大きな課題であり、厳しい財政運営は続くものと考えますが、見解を伺います。

とともに、地方交付税の算定における基準財政需要額、基準財政収入額及び留保財源、標準財政規模の見込みについてお聞きします。

次に、町債について伺いますが、町債については3億2,980万円を計上、将来世帯への負担軽減のため借入金の抑制を行い、前年度比で1,390万円の減となったという中、臨時財政対策債について伺います。

臨財債については前年度比1,090万円増の2億8,990万円を見込んでいるところですが、公民館大規模改修、教育施設等公共施設の建設事業の終了等により建設地方債は減少しているところですが、地方債には将来に向けての資本としての役割を持つ施設の整備のための負担を世代間で均衡させるという機能もあります。臨時財政対策債は地方財政の財源不足を解決する手法として、地方財政法第5条の

地方債の特例として地方債を発行しており、普通交付税にかわる財源としての地方債であり、元利償還金相当額については後年度その全額を地方交付税の基準財政需要額に算入することとし、自治体の負担にならないように措置されているとは言え増加傾向にある中、留意すべきと思いますが、見解を伺います。

あわせて、発行可能額をお願いします。

次に、人件費について伺います。人件費については、新規採用の抑制などにより、前年度比2,752万円の減となっているところですが、経費削減の努力は理解しますが、職員数削減傾向が続いている中、地方分権の時代を迎えて自治体の決定と責任の範囲が拡大し、複雑・多様化する行政の中懸念もありますが、所見を伺います。

次に、公務員給与について伺います。安倍政権は地方公務員の給与を減らすよう自治体に要請、政府が地方交付税で地方公務員給与の一部を払っており、交付税を減らす前提で給与削減を求めているところですが、国家公務員の給与は復興財源に充てる目的で平均7.8%引き下げられており、この結果全国約1,800の自治体の8割以上で国家公務員より地方公務員の平均給与が高い状態となっており、国家公務員に適用した給与削減法の附則には、地方分も自主的かつ適切に対応すると明記されており、消費増税を控え、消費税は15年10月に税率が10%に上げれば、引き上げた5%分のうち1.54%分を自治体が受け取り、地方も身を切る改革が必要としているところですが、自治体では給与削減が進んでいない現状ですが、財政の窮状の主因は社会保障費の膨張であって、公務員の人件費ではないのが実情、地方交付税の減額というおどしとともに、行財政改革を進めてきたという自負もあり地方の反発も強い中ですが、人材が集まらなくなる事態を避けつつ、自治体もさらなる削減に取り組むことが求められるところであり、国と地方の公務員給与を比べるラスパイレス指数が国を100にした場合、地方は107.7、87.5%、全国1,566自治体で地方公務員の給与が国家公務員給与を上回るという中、町の指数と地方交付税でどれだけ手当されているのか、あわせて所見を伺います。

次に、生活保護について伺います。厚生労働省は生活保護費を食費や光熱費などに充てる生活扶助費を3年間で740億円削減する方針を決め、受給世帯の約96%で支給額が減る見通しの中ですが、最後のセーフティーネットであり不正受給

の問題もありますが、2%に満たない中、日本は生活保護を本来受けられる貧困層のうち、実際に受給しているという人の割合は約3割、先進国の中でもとりわけ低いと言われている中ですが、生活保護受給者数がふえ続けている現状下、町の状況についてお聞きします。

受給者数の推移、受給者数、65歳以上の高齢世帯、傷病・障害者・失業などで働けない世帯等、世帯類型別の受給者数、及び受給の相談件数、申請件数、被保護件数についてお願いします。

あわせて、不正受給の実態がありましたらお願いします。

平成25年度の事業及び施策について質問します。

教育環境についてはいじめ、体罰問題、教育委員会のあり方、悉皆で行われた全国学力調査等々、多くの課題について所見を伺いたいところですが、次の機会に伺うとし、1点小学校の統廃合と給食センターの建てかえについて質問します。

全国的な少子高齢化の影響により子どもの数が減り続け、かつてない規模で公立の小・中学校の統廃合が進んでおり、また昭和40年代後半から50年代前半に建てられた築30年以上の老朽化した学校施設の老朽化対策は全国的な問題になっている中、90年代に子どもの数は急激な減少期に入ったものの、学校数はそれに比例せず微減傾向になっている現状下、学校が地域の拠点になっており、子どもにとって学びやすい環境とは、とともに住民の間でどう調和を図るのか、どう合意できるかが実現への鍵であり、地域社会にネガティブな面を残すことも考えられる中、説明のプロセスが重要だと考えますが、町においては小学校を統合する方向性の中、子どもにとって学びやすい適正な学校規模とは、通学条件等議論すべき点は多々ありますが、統合の時期及び財源について伺います。

時期については複式学級は避けるべきだと考えますが、将来推計では複式学級も考えられる中、統合の時期について教育委員会としての考えを伺います。

財源については、1ないし2校に統合の場合のそれぞれの事業費、及び国・県からの補助金、町の負担、起債の額について伺います。

あわせて、将来的な負担、実質公債費比率、将来負担比率への影響について所見を伺います。

給食センターについては、建てかえの時期は小学校の統廃合と大きく関係してくると思いますが、学校給食は安全でおいしいものを安定した形で児童・生徒に提供

することが大切です。学校給食センターの老朽化の著しい中で、建設の時期及び財政負担について小学校統合と同じく見込み額をお願いします。

あわせて、給食の方法は自校式、センター方式、デリバリー方式、またPFI事業方式も考えられますが、検討する必要があるとは思いますが、見解を伺います。

次に、地域活性化事業補助金について伺いますが、地域活性化事業補助金については林議員も質問したところであり、趣旨についてだけお聞きします。

地域活性化は自治体にとって最も重要な課題の一つになっている中、活性化という言葉は極めて頻繁に使用される場所ですが、地域の活性化とは産業振興、地域経済の活性化という意味とともに、地域のさまざまな組織、多くの人から活力を引き出す、地域社会そのものの活性化が重要だと考えますが、概念的にはわかっているにもかかわらず、行政の所見を伺います。

地域活性化事業補助金の4年間の実績から見て、イベント的な事業に交付が多い傾向にあると思いますが、地域の活性化は年間を通しての継続性、また数年間とか持続性が求められるところだとは思いますが、見解をお聞きします。

次に、防災について伺います。東庄町地域防災計画を作成したところですが、防災は行政、関係機関のみならず、住民一人一人の自覚や行動が大事であり、住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災啓蒙、住民への周知徹底を図る必要があります。行政の対応をお聞きします。

災害時には日ごろからの防災訓練が重要になります。行政、防災関係機関、住民、災害時要援護者支援等を含め、一体となった実践的な訓練が重要になると思いますが、行政の考えをお聞きします。

消防団は日ごろから地域防災活動に大きな役割を果たしているところですが、消防隊員の確保を含め、自治体においては維持運営が大変困難になっている現状下、行政としての認識と再編を含め対応を伺います。

あわせて、近年のサラリーマン化の比率が高まってきた消防団員の活動能力の補完、被災時男女のニーズの違い等、男女双方の視点、十分な配慮が必要ということ考えたとき、消防団OB、女性の活用も検討する必要があると考えますが、所見を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。よろしくをお願いします。

議長（鎌形寿一君）

総務課長。

総務課長（五十嵐秀司君）

それでは、まちづくりの現状認識と将来構想についてということで、最初に総合計画についてお答えいたします。

町ではさまざまな個別分野に関する計画を持っています。しかし、それらを体系づけ町全体の方向性を示すとなれば、議員がおっしゃるように総合計画が合理的であると考えています。今後も町の最上位計画として総合計画を位置づけ、町の将来の方向性を示す指標として策定の必要性を感じており、これを活用したいと考えています。

地方自治法の改正により法的な根拠がなくなったわけですが、条例化することにより策定の根拠であったり、基本構想に関する議会の計画策定に対する関与などを含め、お示しできるようにしたいと考えています。

次に、立案や作成に関して執行部、行政で策定するから総合計画と言えるとのことでしたが、確かに策定の大部分の作業を行政で行うことには違いがありません。しかし、町民の皆様の意見や要請も計画策定の上で重要な要素の一つと考えています。今後も策定に当たりましては、アンケート等の手法で町民の意向を反映したいと考えております。

次に、人口減少の問題でございますけれども、議員がおっしゃるように、人口減少は歳入の減少や、高齢化の進展による扶助費の増高など、さまざまな分野に影響を及ぼすばかりでなく、地域の活力や元気をも弱めるなど、その影響は大きいと考えております。町としては職員数の適正管理や起債の抑制により、将来負担の軽減を図るといった今できる取り組みを積み重ねることで、将来に備えたいと考えております。

行政ニーズの把握が重要というご指摘がございました。今後、高齢化が進むと高齢者世帯や高齢者の単身世帯が増加します。今までその世帯内で解決できていたことが単身世帯になるとできなくなったりすることが考えられます。自助にも限界があると言えます。そういった意味でも議員の質問の中にあつたとおり、隣近所での見守りや、地域コミュニティー内での支え合い、さらにはボランティア組織のような方々と行政の連携がますます重要になっていくものと考えております。

人口減少の要因の分析ということですが、以前は社会減が大きく、高校卒業と同

時に進学や仕事を求めて都市部やその他の地域に移り住むという形態が主でした。今は徐々に自然減に移行しつつあります。死亡による減少が生まれてくる子や転入者を上回るようになってきているところがございます。

少子化対策ということで結婚の問題がございました。町としましても引き続き出会いの場や機会の提供を積極的に支援をしていきたいと考えております。1組でも多くの男女が結ばれることを願っているのですが、議員がおっしゃられたように価値観の多様化と言えいいのでしょうか、現代の若者は結婚しないことも選択肢の中に含まれているようで結婚成立までにはなかなか厳しい道のりがあると言えます。

未婚率につきましては、平成22年に行われました国勢調査をもとに試算しますと、20歳から49歳までを適齢期と仮定し、男性は2,414人中1,232人が未婚で51.0%の未婚率、女性は2,150人中707人が未婚で、32.9%でございます。未婚率も問題ですが、未婚者の状況が女性707人に対し、男性が1,232人で、男女の未婚者の人口差が大きく、非常に厳しい状況をあらわしているものと見ております。

これから日本全国が人口減少に向かうわけがございます。人口全体が減る中で、東京、横浜、名古屋、大阪など、都市部への一極集中はさらに加速されると予想をしております。その他の地域で人口増加や人口維持ができることは考えにくいと思っております。日本の場合、全年代層で人口が減少するのではなく、若年層が減り、高齢層が増加するので社会保障制度など、今までの世の中の仕組みが難しくなるということだと思っております。今までの考え方や価値観が通用しなくなる時代へ移行する時期、ある意味社会構造の転換期に差ししかかったと言えるかもしれません。

本町でも効果としてはわずかかもしれませんが、子育て環境がより好転するように各種ワクチン接種の助成であったり、子ども医療費の中学生までの無料化、児童館や子育て支援センターの運営支援など、子育て中の親子の情報交換や情報提供の場の充実に力を注いでいるところであります。

数値的なものとしてしまして合計特殊出生率ですが、千葉県の記事で平成23年の東庄町の数値は1.10ということでありました。また人口構成の推計ということで国立社会保障・人口問題研究所が国勢調査をもとにした推計では、西暦2035年には東庄町の人口は1万人を切り9,968人、さらに2040年には9,000人を割り込み8,912人と予測されております。そのうち、高齢者は4,038

人で、高齢化率45.3%、高齢者のうち後期高齢化率は28.4%と予想されており、生産年齢人口は4,213人で47.3%、年少人口は661人で7.4%と予測されています。高齢者数自体は減少しますが、少子化の影響もあり高齢化率は2040年でも増加傾向にあります。後期高齢者だけを見ますと、後期高齢化率は2035年をピークに減少傾向に入ると見られております。

次に、地域活性化への取り組みということでございますが、さまざまな取り組みが日本各地でも行われ注目を集める事業もたくさんございます。地域活性化の取り組みは中心になるリーダー的存在なり、グループがあり、周りを巻き込んで熱を帯びるような盛り上がりで理想で、行政がイニシアチブをとるべきではないと基本的には考えております。

というのは、行政が手を引き始めるとそこで終息してしまう可能性があるからです。そういった点では議員がおっしゃるようにボランティア団体や商工会など、何らかの組織化されたところがイニシアチブをとり、周囲を巻き込んだムーブメントを巻き起こそうとするのであれば、町も積極的に支援をしていきたいと考えております。

商業に関しても、人口減少による需要の減少は販売高の減少につながるものであり、議員と同様に地方での商業は非常に困難な時代にあると認識しております。また買い物難民の話もございました。高齢化が進み、商店等買い物できる場所が少なくなったり、遠くなったり、今後は買い物一つにも苦労することが予想されます。現在も外出支援バスの運行をしてこのような方の生活の足の確保を支援しているところでございます。

続いて、農業の問題でTPPへの参加による影響ということですが、東庄町の農業も含めまして日本全体の農業に大きな社会変化、影響をもたらすものと想像しております。国、県の動向を踏まえ、農業の安定経営に向け町でできる対策等について検討してまいりたいと考えております。

次に、協働のまちづくりについてお答えいたします。

協働によるまちづくりですが、行政だけでは今後行き詰まったり、細かい部分まで手が届かなかったりということが出てくるものと思われれます。そういった意味からも協働という発想が出てくるわけで、今でも東庄町では消防団だったり、各区の活動など、かなりのレベルで協働・連携ができているものと思っております。しか

し、今後高齢化が進むと地域の自主的な自治活動も難しくなる区も出てくるものとは思われます。一層住民による住民同士で助け合う共助が必要であろうと思います。

昨年から始まったまちづくり会議の中でも各地区の区長さんからいろいろな話題・情報が提供され、地域と町と一緒に考える構図ができつつございます。協働の第一歩は住民と行政が同じ認識を持つことが必要だと思えます。まちづくり会議はそういった意味ではうってつけの機会だと考えております。まちづくり会議を通して、徐々にではありますが共通認識が持てるようになれば、より協働・連携の考えが浸透していくのではないかと考えております。

協働、新しい公共について町職員や住民は理解しているかということですが、職員に関しては必要だということは理解しているつもりです。しかし、どの分野をどのような形で皆さんにお手伝いいただくかということになると、内部の整備ができていないというのが現状でございます。住民に関しては理解されている方も多くいるものと思えますけども、意識的には行政でやってもらえらるらと考える方も多くいると想像をしております。

いずれにいたしましても、議員が質問の中でおっしゃっていただいたような町も住民もボランティア精神に基づき、地域の課題を解決するための力になるという考えが重要になると思えます。

次に、各区の加入状況ということですが、区民の高齢化とともに新規加入者の減少に多くの区が悩んでいるようでございます。各区の加入状況ですが、広報の配布枚数という点では把握しております。しかし、広報の配布枚数イコール各区の世帯ではありません。また各区に加入や脱退の届け出等を出していただいているわけでもございませんので、正確な数値としては把握はできておりません。

次に、平成25年度予算と施政方針についてということで、平成25年度予算関係についてお答えいたします。

平成25年度当初予算の交付税額は16億3,900万円で、うち普通交付税は15億3,900万円を計上しております。前年度の普通交付税予算額は16億800万円で6,900万円の減となっております。基準財政需要額は見込みで29億396万円、基準財政収入額は見込みで13億1,012万円、留保財源は見込みで5,484万円、標準財政規模は見込みで32億9,000万円であります。ただいま申し上げました数値は、あくまでも交付税算定上の見込み数値ということで、

ご理解の方をいただければと思います。

次に、地方公務員の給与の削減につきましては、各自治体においてこれまで独自の給与削減や定員削減など、行財政改革に取り組んできたところでございます。考え方も各自治体によりさまざまであります。しかし、本町では町民の皆様に地方公務員としての姿勢を示すためにも給与の減額措置を実施することといたしました。減額内容につきましては議案として提案してございますので、そちらの方で説明をさせていただきたいと思っております。地方公務員給与削減等による基準財政需要額が約1,900万円程度減額になるものと見込んでおります。

また、東庄のラスパイレス指数は今まで100以下で推移をしており、平成24年度も98.6%でありました。しかし、国の7.8%削減に伴い、換算し直すと106.8%となったところでございます。

地方分権に伴う業務の拡大等への対応に関しましては、今後の業務の見通しや行財政改革とのバランス、職員の年齢構成等を見きわめながら対応をしたいと考えております。

次に、起債臨時財政対策債に関して申し上げます。平成25年度当初予算の臨時財政対策債は2億8,990万円で、前年度の2億7,900万円より1,090万円の増となっております。しかし、平成24年度の決算見込み額は1億円で、23年度借り入れの2億円よりさらに減額をしております。今後も経費節減に努め、借り入れを抑制していきたいと考えております。

続いて、事業・施策の関係で防災について申し上げます。本年3月に東日本大震災を教訓として、町の地域防災計画を全面改定いたしました。この中でまず「自らの命は自ら守る」、そして「自分たちの地域は自分たちで守る」ことを防災の基本としております。東日本大震災の発生から2年が経過して、なお各地でその余震が続いており、いつ再び大きな地震が発生してもおかしくないという意識は多くの町民の皆さんが持っているのではないかと考えております。また、近年は集中豪雨や竜巻など、異常気象による災害もふえております。

そういったことから、町民の皆様への防災に対する関心や意識は高まっているものと考えております。防災計画につきましては、誰もが閲覧できるよう、ホームページに掲載してございます。引き続き広報誌などを通じまして防災意識の高揚につながる情報の発信をしていきたいと考えております。

さる6月2日には消防団、町建設業災害対策協力会、町職員の総勢165人の参加により水防訓練を実施したところでございます。この演習の中でエリアメールと町の防災メールの配信訓練を実施いたしました。災害時の対応について考えていただく機会になるものと思っております。今後は住民や災害時要援護者を対象としたより効果的な訓練についても検討してまいりたいと考えています。

次に、消防団は崇高なボランティア精神を持って地域の防災活動に尽力をいただいております。近年、若者の人口減や町外に勤務する人の増加により、団員の確保に苦慮している現状は承知しております。これは本町に限らず近隣市町村でも同様だと思っております。

消防団の再編につきましては、地域の消防力に影響することですので、地元自治会や消防当局の十分な話し合いが必要になるものと考えております。

また、消防団OBや女性の活用につきましては、活動のニーズなど研究をしてみたいと考えております。

以上で、総務課にかかる答弁の方を終わらせていただきます。この後、それぞれの担当課の方から引き続き答弁がございますので、よろしく願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（石毛克身君）

それでは、生活保護についてのご質問についてお答えいたします。

生活保護受給者数の推移と類型別の受給者数及び相談、申請、被保護件数についてということですが、平成24年度末現在の生活保護受給者数は54世帯、73人です。うち65歳以上の高齢者世帯が26世帯、傷病世帯が16世帯、障害者世帯が5世帯などとなっております。過去5年間の受給者の状況ですが、平成23年度末で46世帯、63人、平成22年度末で45世帯、61人、平成21年度末で38世帯、49人、平成20年度末で39世帯、52人となっております、ここ数年増加傾向にあります。また、平成24年度の相談件数ですが13件ございますが、そのうち申請件数が12件、被保護件数が12件となっております。

参考といたしまして、平成24年度の保護率、これは人口1,000人当たりの被保護者数の割合でございます。国、県、香取郡との比較ですが、東庄町は5.0%、国が16.8%、県が11.2%、香取郡が6.0%となっております。

なお、不正受給の実態ですが、東庄町では不正受給はありません。

以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

教育課長。

教育課長（林 敏行君）

それでは、教育課関係2点についてお答えを申し上げます。

まず1点目、小学校の統廃合の関係につきましては、現在東庄町教育行政諸課題検討委員会を設けましてご協議をいただいているところでございます。平成24年11月に開催をいたしました第4回の検討委員会において、小学校を統合するという事で意見がまとまりましたが、統合の時期、統合の方法などにつきましては今後検討していくことになっております。その後、検討委員会を開催しておりませんので、統合の時期、財源についてのご協議をいただくのはまだ先の会議となる見通しでございます。

2点目、学校給食センターの建設の件につきましても、同様に東庄町教育行政諸課題検討委員会でご検討をいただきまして、平成24年3月の第2回検討委員会において、現在の場所以外に建て替えが必要との方向性が示されました。また、平成24年8月の第3回検討委員会においては建設の時期、場所、規模等は学校給食センター運営委員会で検討していくということになっております。しかしながら、小学校の統廃合と大きく関係をする事から、その方向性を考慮しながら今後検討ということになっております。したがって、財政負担、給食の方法についてはまだ検討されていない状況でございます。

なお、今後開催の東庄町教育行政諸課題検討委員会の内容につきましては、機会を捉えて議員各位をはじめ、町民の皆様にお知らせをしてみたいと考えます。

以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金島正好君）

それでは、私の方から地域活性化補助金についてお答えいたします。

地域活性化とは地域の持つ力、地域力だと思います。その地域力を発揮するときのきっかけをつくるのが地域活性化補助金であると考えているところでございます。

地域の活性化は継続性、持続性が求められるとのご指摘でございますが、そのとおりでございます。まずはきっかけづくりをして継続、維持していただければと思っております。

次に、農業で生計を立てている農家数、平均年齢、後継者数についてお答えいたします。2010年の農林業センサスによりますと、農業で生計を立てている農家数は販売農家が743軒ございまして、そのうち専業農家が136軒、兼業農家が607軒でございます。平均年齢は63.7歳ございまして、後継者ということでございますが、主に農業で生計を立てておりまして、農業に従事している農業者が全部で1,041人ということでございまして、そのうち15歳から39歳までの農業従事者は63人ということでございまして、その数字をもって後継者というようなふうにご考えさせていただいております。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

7番。

7番（城之内一男君）

時間も過ぎておりますので、まず総合計画について、やはり義務づけがなくなったとは言え、やはり総合計画は必要だと思います。その議決に関してはやはり行政計画じゃないということで、議会の議決は必要だと思います。また、その根拠も含めてやはり条例化は必要だと思います。その辺は今後の問題としてよろしく願いしたいと思います。

それとあと地域活性化は、地域活性化事業補助金も含めて4年がたって5年が一応節目だと思いますけども、やはり継続性、持続性が一番大事だと思います。それで3年の範囲内で自立ということなんですけども、今現在こう4年間出している補助金の性格というか、団体、事業から見てやはり運営資金的な部分があるから、補助金がなければ大変な部分もあると思います。その辺も考えて、また新たに違う部分で補助金を出していくとどんどんふえていくという部分もあると思いますので、その辺はやはりかなり考えていかなければならないのかなとは思いますが、ただその辺もやはり地域活性化では一番大事な問題ですから、よろしく願いしたいと思います。

それとあと臨財債についてなんですけども、やはり広報等でも将来負担を減らす

ためとか言っていますけども、やはり臨財債については確かに100%交付税措置されているとは言え、やっぱり基準財政需要額算入分がどんどんふえていくだけで、それではやはり交付税の先取り、負担の先送り、これ将来負担を抑えると言いながら、負担の先送りという面が臨財債にはあると思うんですよ。確かに、財源不足分で普通交付税にかわって臨財債をやっているのもわかるけれども、やはり地方交付税にしても基準財政需要額算定に関してもいろいろ問題がある中で、将来への交付税水準がずっと維持されるとは思わない中でやはり交付税措置されていると、借金でないがごとく言っていますけども、やはり交付税の先取り、負担の先送りには違いないと思うんですけども、その辺の考えをお聞きします。

それと小学校統合、給食センターについて財源というのがありましたけども、やはりこれは財政的に大きな問題だと思います。その財源を議会としても議員としても財源を出さないで、学校適正規模とかは大事なものですけども、財源とか事業費がどのくらいかかるとか、後の将来はどうなるかとかを考えないで検討する、どこを検討するんですか。議会としては一番大事だと思うんですが、その推計は出さないで2年も検討しているんですけども、何を検討しているのかという部分がありますので、その辺もよろしくお願いします。

議長（鎌形寿一君）

総務課長。

総務課長（五十嵐秀司君）

総合計画の関係につきましては、やはり先ほど申し上げましたように、条例化していくということで議会のかかわり等も含めてもう一度検討していきたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどいただきたいと思います。

それから、臨時財政対策債の関係ですけども、やはり議員さんの方からありましたように、一般財源の不足を補うための補填として発行されるものでございます。やはり将来負担にならないように財政運営につとめ、極力臨時財政対策債の利用については十分検討したいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

議長（鎌形寿一君）

教育課長。

教育課長（林 敏行君）

ただいまの議員の再質問でございますけれども、町教育委員会としましては何よ

りも子どもと将来の教育をどうしたらいいかということを最優先に捉えております。財源ももちろん重要ではございます。そういう視点から現在東庄町教育行政諸課題検討委員会で意見をお聞きするという段階でございまして、まだ財源までの議論に到達していないというのが教育委員会の認識でございます。

何とぞ、よろしく願い申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金島正好君）

地域活性化事業でございますが、地域活性化事業補助金につきましてはその補助金を利用していただき、その後自立していただいて、補助金に頼らないような活性化地域振興策を目指していってまいりたいというように考えております。

以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

7番。

7番（城之内一男君）

臨財債についてはいろいろ何回も言っているんですけど、やっぱり前回の交付税を基準財政需要額に算入すると、やっぱり基準財政需要額の算入自体がカテゴリーが包括的なんですね。だから、将来予測係数とかいろんな部分が解明されていないとしてもやはり問題がある部分があると思うんです。やはり慎重に対応をお願いしたいと思います。

それとあと交付税措置に関しては、臨財債が交付税措置されているから借金じゃないような印象を与えますけども、やはり現在の地方債については協議制度のもとでは協議で同意されたものは地方財政計画に計上させるわけですね。当然それは一定額が交付税措置されているわけですから、臨財債だけが100%交付税措置されているとは言え、借金でないような印象を与えかねませんからその辺もやはり含めて、それでは町債について交付税措置されている部分はある程度というか、公表する必要もあると思います。

それとあともう1点、小学校の統合の財源云々については、やはり最終的には議会に諮るわけですから、最終決定権は議会にありますから、やはり議員として財源が、じゃあ、1校に統合した場合どのくらいかかるのか、これは当然検討している

と思うんですよ。推計はわかっていると思うんです。適正規模もわかりますけども、それなくして議論は成り立ちません。出しづらいというのはわかりますけども、その辺はそれ以上聞きませんけども、そういうことです。

それとあと1点、公務員給与の削減についてはこれから条例化しなくては、6月に条例化しなければならないということですが、それはそれでいいんですけども、これは町長に1点だけお聞きします。公務員の人件費についてはやはり地方自治の大前提であって、人事院勧告と職員との話し合いで決めるべきものを、地方交付税を減らすという、おどしというか何というか、その部分で減らすことには大いに疑問を感じるところでありますが、その点について町長のご所見を伺います。

議長（鎌形寿一君）

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

今のご質問にお答えを申し上げます。

私はやらなくていいと思っています。なぜかという、十分それに対応するだけの構えを持って執行してきました。ですから、私も皆様方に承認をいただいて、給与の20%の削減をずっと続けております。職員は20%減らしております。各市町村は5%のカットで、それで済ませてきたわけではありますが、パーセンテージで言えば東庄町の職員は20%のカットをしたのと同じであります。

それ以上のものの捉え方から考えると、私はこの際職員の給与は削減すべきではないという考え方でありまして、しかしながら、国と県はこの今の状況下の中で国民の感情、県民の感情、それから地域住民の考え方を持ってすれば7・8%は必要であろうと。一律5%、上に厚く下に薄くではなくて、一律の5%をのんでくださいということで職員にさらに説明をしてご理解をいただいて、それで来年の3月までこれを7月からやろうということで考えさせていただきました。

以上であります。

議長（鎌形寿一君）

総務課長。

総務課長（五十嵐秀司君）

臨時財政対策債につきましては、交付税の先取りになることは財政も十分認識しておりますので、そういうことでお願いしたいと思います。

あと起債の関係につきましては、理由とかがあればいつでも公表をしたいと思っておりますので、そういうことでお願いしたいと思います。

議長（鎌形寿一君）

以上で、城之内一男君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開は午後 1 時ちょうどといたします。

ご苦労さまでした。

（午前 11 時 37 分 休憩）

（午後 1 時 00 分 再開）

議長（鎌形寿一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、2 番、大網正敏君。

2 番（大網正敏君）

2 番、大網です。早速質問に入らせてもらいます。

私からの質問は、不登校問題について伺いたいします。

憲法 26 条には、「1、すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。2、すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」と定められております。なお、教育基本法の前文には「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしかも個性ゆたかな文化の創造を普及徹底しなければならない。」と書いております。

また、東庄町の第 5 次東庄町総合計画の中で、後期基本計画の重要プラン（3）地域力プロジェクトの で子どもの豊かな人間性を育むまちづくりとして、考え方として「将来を担う子どもたちこそ、町にとって最大の潜在的な地域力だと言えます。地域が一体となって子どもたちを育てていく体制の整備が必要です。」。教育環境の整備については、「子どもたちが心身ともに健やかに学ぶことができる環境を整備します。学校だけでなく、家庭・社会も含めて地域ぐるみで子どもを育てていく体制を構築します。」、以上のことを目標にしております。

しかし、教育制度が確立しているにもかかわらず、全国的に不登校の問題が表面

化しているのは社会経済の変化だけではなく、何ゆえに学校に通わなければならないのかという問題が起きていると思われまます。そこで、学校に通うことで自己が確立されていない児童や生徒が学び、経験することができると思います。社会に出るための訓練をし、言葉の読み書き、話し方、いろいろなことを知り経験すること、また体を鍛え、友達との交流、いろいろな人たちを知りまされること、試験という試練、我慢を覚え、協調性を覚え、社会に出てもやっていけるように学ぶところだと私は考えております。したがって、不登校の結果により社会になじめなくなり、生活をしていくのが困難になることを防がなければならないと考えております。

そこで、お聞きいたします。東庄町ではどのように認識しているのか、お伺いいたします。

2番として、原因は把握しているのかどうかをお聞きいたします。

3番目、対策としてはどのように考えているのかをお聞きいたします。

続きまして、教育現場における危機管理についてお伺いいたします。

今日教育現場を取り巻く社会環境は急激かつ複雑に変化しております。学校教育に対する児童・生徒や保護者、町民の意識も多様化しております。このような中、各教育現場には児童・生徒を巻き込んだいろいろな事件、事故や予期せぬ自然災害の的確な対応など、児童・生徒が安全に安心して教育を受けられる環境づくりが求められております。つまり、教育現場における安全・安心の確保は学校教育への信頼を維持、回復するため不可欠であります。危機管理意識の高揚等、危機管理体制の確立は教育に携わる全ての者にとって極めて重要で急遽の課題だと思ひます。

そこでお聞きいたします。たとえ小さなトラブルや事件、事故、災害等の発生の対応はどのようにするか、お聞きいたします。

また、児童・生徒に対してどのように指導、訓練をしているのかをお伺いいたします。

3番目、各関連団体の対応の仕方について、保護者や各種団体、町民の皆様にごのような協力を求めていくのかをお伺いいたします。

以上、不登校の問題と危機管理の問題につきましてお伺いいたします。次回からは自席にて質問いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（鎌形寿一君）

教育課長。

教育課長（林 敏行君）

それでは、大網議員のご質問の1点目、不登校問題についての件でございます。

まず、ご質問要旨1点目の町教育委員会の認識ということでございますが、平成20年度から平成24年度まで5年間について、東庄町の不登校児童・生徒の数的な面の認識ということでお答えを申し上げます。

まず小学校でございますが、2名、1名、0、1名、0、中学校では11名、10名、17名、15名、12名となっております。小学校はほぼ変わりませんが、中学校については平成22年度の17人をピークに、少しずつではありますが減少している状況でございます。各学校の大変な努力の結果と捉えておりますが、引き続き生徒指導の強化等により不登校者をなくすよう努めてまいりたいと考えます。

ご質問要旨2点目の不登校の原因でございます。不登校とは「年間30日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的な理由を除き、児童生徒が何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景等により、登校しないあるいは登校したくともできない状況にある者」と定義をされておまして、町内の不登校児童・生徒それぞれの原因については、各学校で全て把握している状況でございます。なお、その詳細については答弁を控えさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

ご質問要旨の3、不登校対策につきましては、児童・生徒の不登校の予兆に早く気づき、素早く対応することが肝心でありまして、各学校もそのように努めております。さらに、児童・生徒や保護者については担任、生徒指導主任、養護教諭、教頭、校長などが随時相談に当たっており、校内生徒指導委員会などで状況の把握や対応策等の協議に努めているところでございます。

また、中学校にスクールカウンセラー1名を配置しております。毎週水曜日、午前10時から午後5時まで生徒が悩みを気軽に相談できる第三者的存在としまして、生徒、保護者の相談に当たっております。このスクールカウンセラーは中学校だけでなく、必要に応じて小学校でも相談に応じているところでございます。

次に、町教育委員会としましては、平成20年4月に東庄町教育支援センターを開設しております。不登校の児童・生徒に対応しております。現在は利用者おりませんが、各小・中学校には利用を働きかけるとともに、学校を通じて不登校児童・生徒の保護者にも、その存在と利用の周知を図っているところでございま

す。

また、不登校を含む長期欠席児童・生徒対策を積極的に推進するため、毎年度東庄町長期欠席児童生徒対策委員会を開催しております。その中で、学校、教育委員会、民生委員、児童委員で個々の児童・生徒の不登校の原因を把握しまして、共通認識を図り今後の対応策を協議するなどしております。

以上のように関係者が一体となって対応することで、不登校児童・生徒がなくなるように鋭意取り組んでいるところでございます。

次に、ご質問事項の2点目、教育現場における危機管理についてお答えを申し上げます。

ご質問要旨の1点目、トラブル、事件、事故、災害等の発生時の対応でございます。平成21年4月に学校保健安全法が施行されるのに前後いたしまして、千葉県教育庁では「危険等発生時対処要領作成の手引」、これは危機管理マニュアルでございますが、そのガイドラインを作成してございます。これを平成21年2月に策定しておりますし、また平成22年3月には「安全管理の手引」も改訂したところでございます。これをもとに、各学校では学校危機管理マニュアルを作成しております。それぞれ個別に予防的な対応策と問題が発生した場合の対応について、全教職員で共通理解を図りまして教育活動を行っているところでございます。

次に、ご質問要旨の2点目、具体的な事例を二つ挙げて申し上げます。まず登下校時の事故防止対策としましては、朝の登校指導、帰りの集団下校指導を行い、さらに交通安全教室の実施、通学路の危険箇所の定期的な点検なども行っております。

次に、災害対策としましては火災や地震、台風等の自然災害に備えて避難訓練を年3回実施しているほか、保護者への引き渡し訓練なども実施しております。防災教育を通して、児童・生徒に自分の身は自分で守るという自助能力を育てているところでございます。

ご質問要旨の3点目、関連団体の対応につきましては、学校への不審者侵入対策対応としまして、警察と連携を図り実践的な防犯訓練を実施しております。また、火災や地震、台風等の自然災害に備えての避難訓練については消防署にご指導をいただき、実施しているところでございます。

また、保護者の皆様、学校振興協会、町民の皆様には登下校時の事故、事件を防止するために平素より各地域においていろいろ工夫をいただき、地域の見守り活動

に並々ならぬご協力をいただいております。深く感謝を申し上げます。

なお、学校と教育委員会との連絡体制としましては、事件、事故、風水害や震災等に迅速に対応できるようにということで、連絡体制を整備していることはもちろんのことでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

2番。

2番（大網正敏君）

お答えをありがとうございます。答えの中で、不登校の予防という話が出ましたが、不登校になるにはやはり前兆があると思います。その前兆を見逃さないで不登校にならないようにしなければならないとっております。その具体的な不登校防止対策になるものがありましたら、お伺いいたします。

議長（鎌形寿一君）

教育課長。

教育課長（林 敏行君）

不登校の予防についての具体的な対応ということでございますが、これについては各学校で個々の状態を注意深く観察すると。それとまた、児童・生徒と接するに当たってその状況は日々変わってまいりますので、その状況をしっかりと見きわめていくことが予防策と考えています。

以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

2番。

2番（大網正敏君）

ありがとうございます。不登校の一番の要因、心理的・精神的な病といいますが、それが大きな原因だと思います。そこで、自分自身が考えたことは「ちょっとでも頑張ればできる」から始まって、本人の負担を最小限に抑えて不登校にならないように少しずつ来てもらう形をとったらいかがか。そして、無理なく小さな目標を一つ一つ達成していくことで自信をつけさせる、このことが大事ではないかと思えます。3番目には、クラス全体の中で本人が普通だという雰囲気を出し、その場面をつくってもらいたいと思えます。これはこの間行きました上勝町の横石さんの

「人は誰でも主役になれる」という受け売りですが、このようなことをやってもらいたいと思います。

しかし、担任が1人で悩みを抱え込まないようにしてもらいたいと思います。担任が悩みを抱えてしまいますと、余計複雑な問題になってしまうと思います。

したがって、以上のことを私は考えておりますが、どのようにお考えでしょうか、私はそのように要望しますけども。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

教育課長。

教育課長（林 敏行君）

やはり不登校の子どもさん方をきめ細かく先生方に見ていただいて、なおかつご父兄の方と緊密に連絡を取り合っていただくことが何よりかと考えております。

以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

以上で、大網正敏君の一般質問を終わります。

次に、13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

13番、山崎ひろみでございます。

本日は1番目に教育行政に関すること、2番目に再生可能エネルギーの普及に関する町の考え方の2項目について一般質問させていただきます。

最初の質問事項、教育行政に関することから小学校の統廃合について伺います。先ほど城之内議員の質問の中でも少し触れられましたが、通告書のとおり、私としても質問をさせていただきます。

一昨年、平成23年9月に東庄町教育行政諸課題検討委員会が設置され、第1回目の会議が同年12月21日に開かれました。私は昨年の6月議会で小学校の統廃合について検討委員会の進捗状況を質問いたしました。教育長の答弁の中で検討委員会を年4回開き、その結果について公表していくとのことでした。先日会議録を見せていただきましたが、昨年11月21日に第4回目の会議が開催されて以降、開かれていないようです。

また、教育委員会は昨年小学校に在籍する児童の保護者と就学前児童の保護者を

対象にアンケート調査を実施し、「広報とうのしょう」12月号の紙面等で調査結果の公表をされました。私としてはこのアンケート調査の内容では、児童の保護者を対象に行うには余りにも大ざっぱで説明不足であり、不親切であると感じられました。その後2回目のアンケートを実施するようにも伺っていましたが、そのあたりはどうなっているのでしょうか。

私は町民の皆様から「うちの町の小学校はこの先どうなっていくのか」と尋ねられます。現在の子どもの数や年間何人ぐらいの赤ちゃんが生まれているかなど説明し、個人的な考えを述べながら子どもたちにとってよい方向に運んでいきたいと話させていただいております。近隣の市、町でも統廃合の話が耳に入ってきております。残念ながら我が町の進展ぐあいが見えてきません。本日改めて検討委員会の進捗状況を伺い、教育委員会として小学校の統廃合について工程目標をどのように考えているのかお聞かせください。

次に、2番目の要旨であります「子ども議会」の開催や将来、町を担う子どもたちの育成について伺います。

私は8年前の平成17年6月議会の一般質問で、中学生の模擬議会を提案させていただきました。町では過去に平成7年から13年まで7回実施をしていた経緯もありましたので実施すべきと訴えました。教育委員会の答弁としては学校側の管理運営等の問題で取りやめになった、学校側の判断でできないということでした。

そこで、私は時間的な面で無理ならば、ぜひ町長に中学生の意見を聞く場を設けてほしいとお願いいたしました。それから、8カ月後の平成18年2月に東庄中学校の一、二年生約70人と岩田町長との懇談会が開催されました。「生徒と町長、まちづくり対話で模索」とのタイトルで千葉日報にも掲載されました。もちろん町長もご記憶のことと思います。

現在県でも、また各市町村でも子ども議会を実施しているところは多くあります。我が町に関心を持ち、まちづくりや自分の将来の夢をえがき、考えをまとめたり訴えたりする機会になると考えます。最近の子どもたちの中には、相手に自分の考えや思いをうまく伝えられない子がふえているような気がします。また、他者の考えを理解して自分の中にどのように取り込めるのか、それは学校の授業でも行っているかもしれませんが、別の新たな場面でその機会を与えてあげられればと考えます。

中学生だけでもよいですが、小学生、中学生あわせての子ども議会を提案したい

と考えます。参加者は一部の児童・生徒になりますが、それまでの行程が大事になるのではないのでしょうか。教育委員会として実施する考えはありますか。

次に、2番目の質問事項であります再生可能エネルギーの普及に関する町の考え方について伺います。

3.11東日本大震災以降、我が国における電力の安定供給を含め、エネルギー政策のあり方が問われている中、太陽光などの再生可能エネルギーへの注目が高まっています。平成24年7月には再生可能エネルギーの普及拡大を目的とした再生可能エネルギーの固定価格買取制度がスタートしました。最近一般住宅に太陽光発電システムを設置する家庭がふえています。電力会社が電気を買取ること、さらに国、県、町が設置する際に補助金を出しているのが大きな要因かと考えます。我が町としては、公民館の改修時に屋上に太陽光パネルが設置されました。地球温暖化が進行し、環境負荷の低いエネルギー源が求められる中、発電時のCO₂排出量ゼロである太陽光発電については積極的に取り組むべきであると考えます。

最近車で走っていると、空いている土地に太陽光パネルが所狭しと置かれているのを見かけます。いずれかの企業が設置しているのでしょうか。また、行政が遊休地を利用してメガソーラーを設置し、事業として実施しているところも出てきます。このたび、お隣の香取市でも太陽光発電事業として特別会計が組まれたとお聞きしました。我が町としては事業として取り組む考えはありますか。

再生可能エネルギーとしては太陽光のほかに風力や小水力、バイオマスなどがあります。風力発電については過去に設置を拒否した経緯もありますが、小水力発電については我が町には条件が整っているのでしょうか。これらについて調査研究して取り組むお考えはありますか。

町には遊休地もあります。太陽の光もある意味、平等にあります。設置方法など試算し町として取り組むべきと考えますが、執行部としてはそのお考えはありますか。

以上で1回目の質問を終わります。2回目からは自席にて行わせていただきます。
議長（鎌形寿一君）

教育課長。

教育課長（林 敏行君）

それでは、ご質問最初の教育行政に関するご質問要旨の1点目、小学校の統廃合

の件についてでございます。

先ほど城之内議員のご質問にお答えしましたように、現在東庄町教育行政諸課題検討委員会においてご協議をいただいているところでございます。進捗状況としまして、検討委員会はこれまで4回開催しております。各回の内容については平成24年6月議会での山崎議員と、平成24年12月議会での林俊之議員のそれぞれ一般質問でお答えしたところでございます。

概略を申し上げますと、平成23年12月の第1回は、少子化に伴う学校教育のあり方を議題としまして、平成23年から平成29年までの児童・生徒数の推計をご説明し、委員のご意見をいただいております。平成24年3月の第2回では、町立小学校再編計画案等の作成を議題に、当時の小学校の施設の状況などをご説明申し上げます。平成24年8月の第3回では、仮称町立小学校再編計画案の作成を議題に、小学校児童の保護者と就学前児童の保護者へのアンケート調査の実施についてご説明を申し上げます。平成24年11月の第4回では、アンケート調査の集計結果をご説明申し上げ、検討委員会としては小学校を統合するという方向で意見がまとまりましたが、統合の時期、統合の方法などについては今後検討していくということになっております。

その後、第5回の検討委員会を本年2月に開催する予定でありましたが、委員の異動等もありまして事情により延期しております。来週6月25日に開催する予定でございます。2回目のアンケート調査の件についてもその中でご協議をいただくことになろうかと考えます。

また、町教育委員会としましては、検討委員会によるご協議の推移、結果を見ながら今後の方向を検討していくこととなります。

次に、ご質問要旨の2点目、「子ども議会」の開催についてでございます。

かつて中学生による模擬議会も行っていた経緯もありますし、議員のおっしゃるとおり、町に関心を持ち、自分の考えをまとめたり訴えたりするよい機会だと考えます。ご提案いただいた中学生単独、あるいは小・中学生あわせての子ども議会の開催が可能かどうかということと、子どもたちの意見を聞く場ということであれば、町長、教育長が学校に出向き、講演や意見交換をするといったことも考えられます。いずれにしても、学校に受け入れが可能かどうか、提案をしてみたいと考えます。

以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

総務課長。

総務課長（五十嵐秀司君）

私の方から質問事項 2 番目の再生可能エネルギーの普及に関する考え方について申し上げます。

質問にもありましたように、東日本大震災以降、エネルギーの確保の問題は国民生活にとって大きな課題となっております。そのような状況下で太陽光や水力、風力など、再生可能エネルギーの活用・普及は今後さらに進むものと思います。総合計画における再生可能エネルギーの導入支援という考え方にに基づき、住宅用太陽光発電設備普及のため、県からの補助金だけでなく町からも上乗せ補助を行い、積極的に支援を行っているところでございます。

今回お話にありましたように、町自体が事業主体となって事業化をするところまでは総合計画においても想定しておらず、民間事業者に参入の余地があるのだとすれば、行政は介入しないことが基本と考えております。省エネルギー化に向けた町民への意識の啓発であったり、導入に向けた支援という、側面からの支援が行政の置くべきスタンスになるのではないかと考えております。

小水力発電やバイオマス発電に関しても考え方は同様でございます。小水力発電に関してつけ加えますと、環境に優しい発電と言えます。しかし、高低差、流量を利用した水流に頼るため、東庄町のような地形では難しいと見ております。

以上で答弁の方を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

13番。

13番（山崎ひろみ君）

小学校の統廃合の件ですが、検討委員会が2月から開かれていないというのはもっと重く考えるべきではないかと思えます。いろいろなお話の中から時間をかけてゆっくりとというお話も出てきました。どこの部分で時間をかけるかというのが少し違うのではないかなと思えます。

この前のアンケートの調査の中にも「小学校をいくつにするか」という設問があって、「1校」、「2校」、「とりあえず2校にして、将来的には1校にする」な

どの選択になっていました。保護者は詳しい内容説明もなく回答するのですから、曖昧な選択になってしまいます。「統合の時期」も「3年後」、「5年後」、「6年後以降」、これも同じように曖昧な回答になってしまいます。保護者は通学方法はどうなるのか、スクールバスが運行されるのか、お金はかかるのか、現在学校ごとに体操着や学習用品などがばらばらです。これなどはどうなっていくのか、身近な心配な部分があります。

アンケートの記述の中にも統合の具体策を示してもらいたいとか、説明会等、意見交換する機会を設けてもらいたいという意見がありました。地域の住民の皆さんにしても、自分たちの身近な小学校がなくなってしまうのは確かに寂しいことです。校舎も耐震工事も済んでおり、もったいないという意見も当然出てきます。それらに対しても丁寧に説明する必要があります。

また、検討委員会のメンバーの皆様には新しく学校をつくるにはどれくらい費用がかかるのか、既存の校舎を利用するにはどうなのかなど、具体的な試算は提示できているのでしょうか。検討委員会の皆様が地域の意見を吸い上げるにしても、予算や物理的根拠がなければ説明もできないと考えます。そして、継続的に会議を開き、調査、公表等もしつつ具体策をつくるべきだと考えます。

小学校は統合するという方向で決まったのなら、具体策を提示して町民の意見を早く聞く必要があるのではないのでしょうか。子どもたちのことを一番に考え最良の形になるように努力していただきたいと望みますが、教育委員会の見解をお聞かせください。

再生可能エネルギーですが、町の事業として取り組む考えはないとのことでしたが、遊休地のこともお話ししましたが、今現在それに該当するものもちょっと見当たらないというお話も聞きました。町で事業としてやるのはどうかというのは私もちょっと試算ができないところですが、現在は公民館のみ太陽光パネルを設置しておりますけども、ほかの公共施設にも町の施設にも太陽光パネルを設置して発電できるような体制づくりをと考えますが、いかがでしょうか。

それから、黒部川沿いなど、電線がなくて防犯灯が設置できないところには太陽光で発電できる街灯を設置するような考えはありませんでしょうか。

以上で2回目を終わります。

議長（鎌形寿一君）

教育課長。

教育課長（林 敏行君）

議員の再質問の件でございますが、まず費用面に関しては、これについてはまだ具体的な試算等は行ってございません。

それと、小学校を統廃合するということで検討委員会としては一応の結論意見としては出ておりますけれども、それについてはさらに幅広い視野に立っての検討も必要ではないのかなということでございます。

以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

総務課長。

総務課長（五十嵐秀司君）

公共施設への太陽光発電の設置ということでございますけども、それにつきましては今後十分検討の方をさせていただきたいと思っております。また、太陽光発電等を利用した堤防とか向こうの方の道路への街灯の設置ということでございますけども、この辺につきましても経理的な面というものとか、その辺を十分踏まえて検討していきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

13番。

13番（山崎ひろみ君）

先ほどの小学校を統廃合した場合の試算もしていないということですが、試算をして提示しなければ検討委員会の皆さんたちもやっぱり考える範囲が狭くなるんじゃないかと思っております。

私は今回質問に入れていませんけど、給食センターのことも喫緊の課題になっておりますけれども、同時進行を考えているのかその辺はよくわかりませんが、時間をかけ過ぎではないかと私は思います。今現在東城小学校の3年生か、4年生か、ちょっと記憶が定かではありませんが、8人という学年があって、女の子がその中で1人と、そういう学年もあります。地域住民の方すら、もしかしたら知らないのではないかと思います。本当に時間はあっという間に過ぎてしまいます。保護者の方は本当に不安にも思うし、心配な一つの問題です。

検討委員会は保護者の代表、有識者とか入っておりますけれども、やっぱり教育委員会、また教育委員さんがもう少し力を入れていただいで進めていくべきだと思います。それから町民に諮っていくとか、議会に諮っていくとかしていただきたいと思います。

成田市も平成26年から下総が小中一貫校としてもう始まることが決まりましたし、大栄地区ももう5校が1校になるというお話も出てきていると伺っております。これから試算をして提示して検討していったら、どのぐらいの時間が今のペースでいったらかかるのかなと、私は心配をしております。

あと太陽光のことですけれども、太陽光とかバイオマスとかいろいろ申しましたけれども、先日議会で上勝町に視察に行かせていただきました。あそこは全てのものを取り入れておりました。我が町とは条件が違うので同じというわけにはいきませんが、町内には多くの養豚や酪農家、野菜農家などがあります。バイオマスに利用できるものもたくさんあります。私はこの分野も取り組むべきだと考えます。

また、現在町内でも一般家庭の太陽光発電の普及は広がってきていますが、町のさまざまな施策の中で地球環境を考え、再生エネルギーを普及していく町にしたいと考えています。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（鎌形寿一君）

答弁はいいですね。

13番（山崎ひろみ君）

はい。

議長（鎌形寿一君）

以上で、山崎ひろみ君の一般質問を終わります。

次に、1番、林俊之君。

1番（林俊之君）

それでは、婚活について質問をいたします。

まず今年度の事業についてお尋ねをいたします。特に毎年開催されている婚活のイベントですが、ことしの事業についてお答えをいただきます。

次に、近隣の状況についてお尋ねいたします。私は町の結婚相談員の一員であります。婚活イベントに携わる者として近隣の状況を知ることは、必ず本町のプラス

になり役立つはずであります。

そこでお尋ねいたします。町は近隣の状況についてどの程度把握しているかお答えいただきます。

次に、今後についてお尋ねいたします。本町の婚活イベントでは、昨年初めて広報などに明記されていた申し込み先や問い合わせ先から農業委員会の文字が消えました。これは大変よい決断だったと思います。ただ、現在も担当は農業委員会であります。

そこで、近隣の担当先を見てみますと、香取市は企画財政部、企画政策課、かとり縁結び大作戦実行委員会であります。銚子市は銚子商工会議所内にありまして、担当は銚子市婚活支援協議会で、通称横文字でチョコラボと呼ばれております。旭市は市民生活課、市民生活支援班、担当の名称が旭市出会いコンシェルジュ事務局であります。

ここまで紹介すれば、どなたでもおわかりをいただけるはずであります。本町の農業委員会が担当している婚活部門ははっきり申し上げますが、どう考えても農業委員会という名前を変えていただくか、できれば新しい部署をつくっていただきたいと思います。これはいろいろな状況を考えますと、すぐにでもスタートをしていただきたいと思います。

そこでお尋ねをいたします。町は婚活部門について新しい名前、または新しい部署を設置する考えがあるか、お尋ねをいたします。

次に、ホームページへの掲載についてお尋ねをいたします。町のホームページに婚活部門を常設することは非常に重要だと思います。特にインターネットを利用し活用している年齢層を考えますと、ぜひ設置していただきたいと思います。

先ほどと同じように近隣の状況を申し上げますと、例えば香取市のホームページを開きますと婚活部門が常設されており、それをクリックすると香取市の場合は香取神宮をバッグに、香取市の広告塔役を務めている女優の佐藤藍子さんのビデオ挨拶があり、そのほかに入会についてや今後のイベント情報などがごらんいただけるようになっております。同じように銚子市、旭市、匝瑳市にも各市のホームページに婚活が常設されております。

その中で、東庄町にとって一番気になるところは香取市の婚活のホームページの中に近隣の銚子、旭、匝瑳の婚活のホームページが常設されており、自由にほかの

市の婚活情報が香取市のホームページからごらんいただけるようになっているところでもあります。これはお互いにリンクをしているということで、銚子、旭、匝瑳から婚活のホームページを開いていただいても、同じようにほかの市の婚活がごらんいただけるようになっています。残念ながら、東庄町は現在ありません。

ここまで紹介すれば、ホームページへの常設の必要性はどなたにもご理解がいただけるはずであります。今すぐにでもこの中に東庄町を加えていただきたい。私は香取、銚子、旭の担当のところへ訪問をして情報交換したり、話し合いをさせていただいておりますが、その感触として東庄が今スタートできれば、どの市も受け入れてくれるはずであります。スタートするまで、そしてスタートしてからもいろいろな問題が確かにありますが、ぜひ町の決断をお願いしたいと思います。

前回私の質問のときに、町長から広い範囲、広域での婚活の必要性、重要性についてお話をいただきました。私もそのとおりだと思います。近隣に比べて人口が少ない本町にとっては広域での婚活が一番有効であり、近隣の協力をいただければ本町だけでは限界のあるところを十分にカバーできるはずであります。そのためにもホームページの常設、近隣とのリンクはどうしても必要です。どうか同じ土俵に立たせていただきたい。そしてできるだけ早く、すぐにでもスタートさせていただきたい。私も全力で協力をいたしますので、どうかよろしく願いをいたします。

最後にお尋ねいたします。町はホームページに婚活部門を常設する考えがあるか、お尋ねをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。よろしく願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（河津静夫君）

それでは、質問事項の1番目、婚活について、要旨1問目の今年度の事業についてという質問にお答えいたします。

結婚相談を円滑に推進するため、結婚適齢者の出会いの場を提供し親睦を図ることを目的にイベント、婚活を年に一度開催しています。今年度で5回目となります。林議員にもことしの4月1日から再任をいただき、委員としていろいろとご協力をいただいております。今年度は新規に30万円の事業補助金の予算がつかしました。その事業費を有効に活用するために、結婚相談員の皆さんとより参加しやすい出会い

の場を提供できるようなイベント等の検討をしている段階です。

次に、近隣市町の状況について、町はどの程度把握しているかということですが、イベントなどをどのように行っているか、どこの課で担当しているか、くらいは情報としては捉えています。

3番目の今後について、婚活部門について新しい名前、部署の設置についてどのように考えているかですが、すぐには組織の新設にはつながらないと思いますが、プロジェクトチーム等、本事業の支援の増強等を検討していきたいと考えています。

また、ホームページへの常設については今後情報を提供したいと思いますので、常設の考えをしていきます。

以上で答弁を終わらせていただきます。

議長（鎌形寿一君）

1番。

1番（林俊之君）

今回5回目、私も結婚相談員ですので、今回もこの後たしか7月に打ち合わせをさせていただいて年内に1回、やっぱり婚活をやることになると思うんですけども、去年が9月30日に行っております。一月ぐらいはおくれるかもしれませんが、例えば10月、11月にことし婚活をやるとすれば、何とかそれまでに部署を変えていただくというか、きちんとした本当にそこでやりますというところをつくっていただきたいし、ホームページにもこの次の婚活までには間に合うようにぜひやっていただきたいと思うんですが、プロジェクトチーム検討とか情報とかではなく、何とか間に合わせていただくことはできないでしょうか。改めて、答弁いただきたいと思います。

議長（鎌形寿一君）

農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（河津静夫君）

今のイベント、婚活を多少おくらせてまでも新しい部署という質問ですが、町の方の考えとしては、先ほどいろいろありまして、人数の削減をいろいろやっています、新しい課の設置は今後の方向ではできないと思います。先ほど述べましたが、プロジェクト等のチームを考えて、そのようなイベント事業者が行っていくということと終わりにさせていただきます。

議長（鎌形寿一君）

1 番。

1 番（林俊之君）

3 回目になりますので、要望で終わらせたくはないんですけれども、何とかしていただきたい。というのは、今回の次の婚活のイベントで改正ができなければ、また1年間同じ体制でやるようになるんですよ。ですから、検討していただいて前向きに考えていただけるという話を聞いていますけども、今回これに間に合わないと、またもう1年おくれでしまいます。ですから、何とか同じレベルにしていきたいと思います。

それから、私、今チャンスであるということで一つ申し上げれば、銚子と旭に伺ったときに、銚子は平成19年からですからもう6年目、旭が二、三年おくれの三、四年目だと思うんですよ。今一番困っているというのは、例えば銚子で婚活をやりますと、銚子の女の子が最初は何回か出てきてくれたそうなんですけども、回を重ねたことによって、銚子の地元の婚活には地元の女性が今出てきてくれないんだそうです。それを集めることができないのが一番苦労している。じゃあ、どこの女の子が出てきているかというと東庄町、香取、神栖、旭、匝瑳です。

その後、旭に伺いましたら、旭でも同じように3年目、4年目を迎えて自分のところで婚活をやりますと、旭の街中の女の子が本当に今出てきてくれないんだそうです。ですから、旭の婚活には今銚子、東庄、香取、匝瑳、近隣の女性が出てきてくれる。各町の男性は今もう全部の町が自分のところの男性しか受けつけませんから、東庄町の男性はどこも行くところがありません。

J Aもちばみどりさんが去年から始まっています。ちばみどりさんはある程度広域ですけども、これは年に今4回やっているそうですけども、非常に応募したと同時にすぐいっぱいになってしまう。ただ、かとり農協とかまだ定期的にはやっていないということで、やはり東庄の男性は今のところ行くところがないというところであります。

何とかぜひ考えていただきたいということを申し上げて、質問を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

議長（鎌形寿一君）

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

前に答弁をしましたが、私はそのとおりだと今も思っています。インターネットで見ますと、銚子市は匝瑳の婚活も見られるようになっているし、連携をしているということですよね。

それで、先ほど来いろいろ質問の中にあっただんですが、実は東庄町は今農業委員会がこの農業の後継者の結婚のことでずっと担当してきました。いろいろ名前を変えたりしていたんですけど、目的が農業後継者ということでスタートしたものですからずっと農業委員会がこれを担当して、今も事務局担当の河津の方から答弁がありましたけども、実際には今千葉県内で54市町村あるんですが、この婚活をやられているのは25市町村あります。その中で同じように農業委員会が担当しているのが大網白里が農業委員会が担当しています。

先ほど銚子のコンシェルジュの話があっただんですけども、実際にはこれは地域協働課という課が担当していて、それをいわゆる会議所が担当している、協議会でもって担当しているということであります。それから、旭が今コンシェルジュの話がありましたけども、旭もこれは市民課がやっていて、これをコンシェルジュがイベント等を請け負ってこれの催し物をしているということであります。ですから、ほとんどの市、町は特別な課を設けておりません。それを担当できる課がそれを担当して、それに携わる人たちを集めて、実は町で言えば商工会でそれを請け負うとか、観光協会で請け負うとか、そういうような方式をとってこれをなしております。

ですから、私は今の考え方でいきますと、先ほど河津が申しあげましたように、プロジェクトをつくって、それに非常に関心度があるし、その目的達成のために努力した人が一つの課を設ける前に、設けるといったらすぐ担当を決めれば集まれますから、それにことしの予算をつけた会議費4万円分と事業費30万円を有効にさせていただいて、あとはもうバックアップとしては町のいわゆる経済団体であるとか、農業者の団体であるとかを巻き込み、これを次の展開にしてもらえればよろしいんじゃないかこのように思っています。

それとあわせて、近隣がそのように連携をとっているわけでありますから、近隣との連携をとるということが大前提になります。ですから、香取市、銚子市、旭市、匝瑳市、これが今東総広域の会合があって連携を去年から組むようになっています。ですから、この連携を上手に使いながら各ホームページにも全部載せてもらうよ

うに、東庄町もホームページを出せば銚子も香取もわかるような連携をとればいいんじゃないのかなと思っています。

それともう一つ、先般東洋合成の社長が見えまして、うちには男子社員がたくさんいるんだけど、そういうチャンスを場面をどうにかつুক্তてくれないかという話がありました。ですから、私の方でこれからそういう方がたくさん出てくるので、ぜひとも東庄町の中で提供していただいて会社に勤めていただきたいと、お願いをいたしました。

それとあわせて、先般鹿島アントラーズの球場を開放する。それで住民の東庄町で言えばアントラーズの日開放デーが東庄町についてはあるんですが、それを対岸の成田、香取、東庄、銚子だと思います。それをペアで案内してくれたり、招待してくれるなどの事業を設けて、サッカーを見ながらそういう時間を過ごせたらいいんじゃないかということで、これもまた協力していこうという話に今なっています。

ですから、多くの皆さんの協力があってこの事業が成り立っています。ですから、きょうは林議員の質問と同じような質問を城之内議員からもありました。非常に大事な問題であります。ですから、町も議会も上げてこれに取り組んで、少子高齢化の時代でありますけども、いい結婚ができる、そういうカップルをぜひ多く見ていきたいなと、このように考えております。

皆さんの協力をぜひともお願いして、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（鎌形寿一君）

以上で、林俊之君の一般質問を終わります。

次に、6番、板寺正範君。

6番（板寺正範君）

6番、板寺です。よろしくお願いいたします。

二つ質問をさせていただきます。1番、伝統芸能の保存・継承・振興について。

人口減少、少子化の問題は予想以上の早さで東庄町にも影響を及ぼしています。郷土の先人が大変な思いの中で残してくれた数百年も続く伝統文化、郷土芸能の保存・継承が今非常に困難になっています。「笹川の神楽」の場合、7地区の当番制で伝統芸能を習得・保存をし引き継いでいきます。しかし、区によって巫女の舞の

対象となる子どもたちがいない、舞子がない、下座師の人数がそろわないという深刻な状況がすぐ目の前にあります。また、区民の減少や高齢化などのために必要とされる寄附の募集も難しくなっているようです。

伝統芸能、お祭りは地域の人をつなぐとても大切なものです。老いも若きも一つに集まり、大変だけれども協力し合いなす遂げる喜びや楽しさを分かち合う、これが地域のつながり、きずなというものになっていくのではないかと思います。そして、このきずなが地域や区の運営、町の行政協力の場でも大きな力になっているものだと思います。だからこそ数百年も引き継がれ守られているのではないのでしょうか。伝統芸能の保存・継承を安心して暮らせる明るいまちづくりのための重要な課題として捉え、町として現状に応じた対応支援が必要ではないかと考えます。今までの状況と今後の町の取り組みを伺います。

2番、学校教育の中での郷土芸能について。

先ほど申し上げましたが、東庄町は急激な少子化が予想されています。郷土芸能の習得・継承は現在区単位で行われていますが、子どもたちがどんどん少なくなっている中で、区内の対象者だけでは難しくなっています。このような状況はどこのお祭り、郷土芸能においても起こっていることではないのでしょうか。

そこで、学校教育の中で郷土芸能、神楽やお囃子に触れる時間をつくることはできないものかと考えます。子どもたちが郷土芸能に触れることで地域や町のことを学んだり、大人の皆さんと交流することにより、将来伝統芸能の保存・継承に大きな力を発揮してくれるかもわかりません。またそれを期待するものです。

数年前より他市町村で小学校のクラブ活動に導入している学校もあると聞きますが、それはどのような形で行っているのでしょうか。また、東庄町の小学校への導入の可能性について、教育委員会としてどう捉えているか伺います。

以上、次からは自席にて質問させていただきます。

議長（鎌形寿一君）

教育課長。

教育課長（林 敏行君）

それでは、板寺議員のご質問にお答えをいたします。ご質問事項の1点目、伝統芸能の保存・継承・振興についてでございます。

町教育委員会としましては郷土の伝統文化を守り、支え、これを次の世代に継承

し、さらに発展をさせていくということが東庄町の発展に寄与するものである、極めて重要な課題であると認識をしております。東庄町では県指定無形民俗文化財である「笹川の神楽」、町指定の無形民俗文化財である舟戸の「左右大神の神楽」をはじめ、各区、地域で行われているお祭りや伝統行事など、数多く残されているところでございます。

しかしながら、少子化、高齢化の進展、町の人口が年々減少傾向にあることなどから、特に人口規模の小さな区においては区の行事そのものの実施も厳しくなっているということでありまして、既にお祭りなどもやめてしまったところもでございます。

ただいま議員より「笹川の神楽」も大変運営が厳しいとお聞きをしまして、町教育委員会としましても大変憂慮している次第でございます。このような中で、町からの支援ということについては、地域の皆様が文化財に対する理解と認識を深め、将来への保存・継承活動の推進と地域文化の活性化に寄与することを目的に生涯学習係が窓口となりまして、「笹川の神楽」と舟戸「左右大神の神楽」に指定無形文化財継承事業補助金を交付しまして支援を図っているところでございます。

町教育委員会としましては、今後ともこの補助金による支援は継続したいと考えておりますが、郷土芸能、伝統行事については文化財としての価値だけではなくて、議員のおっしゃるとおり、地域のつながり、きずな、コミュニティーといったことですとか、重要な観光資源としてなどいろいろな側面をあわせ持っております。

したがいまして、町教育委員会だけではなく、東庄町全体としてさまざまな角度からいろいろな形での支援もあろうかと考えるところでございます。ともあれ、町教育委員会は引き続き郷土芸能、伝統文化、貴重な文化財の保存・継承・発展に努めてまいりまして、地域の皆様におかれましてはなほ一層のご尽力を賜りますよう、お願い申し上げます。

次に、ご質問事項の2点目、学校教育の中での郷土芸能についてでございます。

子どもたちにとって町内の伝統文化、郷土芸能に触れることはとても大切なことでもありますので、町教育委員会としましても毎年各学校を通して子どもたちに町の行事や祭りなどに積極的に参加するように呼びかけているところでございます。

また、学校教育の中で伝統文化、郷土芸能に触れる時間については社会科や総合的な学習の時間がありますので、その中で、地域の伝統文化、郷土芸能を調べ学習

を行うということで理解を深められるものではないかと考えます。

議員の質問でございます郷土芸能を授業としてのクラブ活動、あるいは課外活動である部活動に導入している学校ということにつきましては、1例を挙げますと香取市の佐原小学校で実施しております。郷土芸能部という部活動として「佐原囃子」を毎日練習しているそうです。部員数は男女あわせて50名ほどで、かなり大規模な部活動となっております。特に朝練習には外部の指導者が学校へ来られて指導をされているということでございました。

それでは、東庄町の小学校への導入はと申しますと、子どもの数も少なく、指導者の確保などいろいろな課題もあろうかと考えます。各学校に受け入れが可能かどうかご提案をしてみたいと考えます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

6番。

6番（板寺正範君）

各学校に提案をしていただけるということではありますが、その中で一つ提案があります。それは町の呼びかけで、神楽、お囃子など伝統芸能、郷土芸能を継承している皆さん、団体の協議会や懇談会を開催してみたらどうでしょうか。町内に存在する団体の現状を把握することができますし、また学校教育の中での郷土芸能について導入できるのであれば小学校統合の問題もある中、その関係団体同士の話し合いや調整がスムーズにできる有意義な会になるかと思えます。まずはそこからキックバックをすればいいのではないかと思います。

そのような会議の開催、可能性についてはどう考えますか、お伺いいたします。

議長（鎌形寿一君）

教育課長。

教育課長（林 敏行君）

議員のご提案、おもしろいご提案だと考えております。教育委員会としても検討させていただきたいと存じます。

以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

6番。

6番（板寺正範君）

伝統芸能、郷土芸能がなくなってしまうと、地域の人と人とのつながりもどんどん薄くなり、町は暗くなってしまうのではないのでしょうか。これは町にとっても大きな財産の損失です。伝統文化、郷土芸能は今では一大きな財産の損失です。町としてできること、できないこと、当然あるかと思いますが、伝統芸能は未来永劫継承して行ってほしいと心から思っています。

ぜひ引き続き町としての支援をお願いし、質問を終わることとします。ありがとうございました。

議長（鎌形寿一君）

以上で、板寺正範君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。なお、議案第23号の和解の件について、執行部から議案提案の経緯について説明したい旨の申し出がありましたので、議案の審議に入る前に、臨時の全員協議会を開催します。議員及び執行部の皆さんもそのままでお待ちください。

（午後 2時15分 休憩）

（午後 2時35分 再開）

議長（鎌形寿一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6、同意第3号、副町長の選任についてを議題とします。

ここで副町長、清水正幸君の退席を求めます。

（副町長 清水正幸君 退席）

議長（鎌形寿一君）

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（鎌形寿一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

それでは、同意第3号、副町長の選任についての提案理由を申し上げます。

現副町長の清水正幸氏の任期が本年6月30日をもって満了となります。清水氏には平成21年7月1日から副町長として対外的な交渉、行財政改革の推進など、さまざまな政策において迅速かつ的確な判断力を持って職務に当たってもらっているところでございます。

適任でございますので、引き続き副町長として選任いたしたく提案をさせていただいた次第でございます。

ご審議の上、同意をいただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

お諮りします。

ただいま議題となりました同意第3号については、正規の手続を省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

これから、同意第3号、副町長の選任についてを採決します。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、同意第3号は同意することに決定しました。

ここで、副町長、清水正幸君は入場してください。

（副町長 清水正幸君 着席）

議長（鎌形寿一君）

日程第7、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部を改正する条例）、及び日程第8、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（鎌形寿一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

ただいま提案されました承認第1号、町税条例の一部を改正する条例、及び承認第2号、東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

「地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令」が平成25年3月30日にそれぞれ公布され、いずれも4月1日から施行されることに伴い、地方税法等を引用する町税条例及び東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じました。

急を要するため、3月31日に専決処分をしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、専決処分の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、ご承認くださいますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

町民課長。

町民課長（池永芳則君）

承認第1号、町税条例の一部を改正する条例、及び承認第2号、東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容について、ご説明申し上げます。

初めに、承認第1号についてご説明申し上げます。今回の改正の主なものでございますが、個人住民税における住宅ローン控除の延長、また拡充、それと延滞金等の利率の見直しなどがございます。

恐れ入りますが、参考資料の1ページをお願いいたします。新旧対照表、左側の改正案により説明させていただきます。

第34条の7の改正は寄附金税額控除に関する規定ですが、ふるさと寄附金にかかる寄附金税額控除の見直しによる引用条文の整理による改正でございます。なお、この改正は平成26年1月1日より適用されるものでございます。

続きまして、第54条、固定資産税の納税義務者等、及び次のページの第131条、特別土地保有税の納税義務者等の改正は、固定資産税の税負担軽減措置等の廃止による改正でございます。平成25年度税制改正に沿って現行措置の適用期限の到来に伴い、廃止することとされたものでございます。

続きまして、次のページ、附則第3条の2、延滞金の割合等の特例、及び第4条の納期限の延長に係る延滞金の特例の改正ですが、国税の見直しにあわせて現在の低金利の状況から負担を軽減する観点等により、延滞金、還付加算金の利率を引き下げる改正でございます。なお、これらの改正は平成26年1月1日より改正されます。

続きまして、4ページ、附則第4条の2の改正でございますが、公益法人等に係る町民税の課税の特例に関する規定で、引用条文の整理による改正でございます。なお、この改正につきましても平成26年1月1日より適用されることとなります。

次のページ、附則第7条の3の2の改正でございますが、個人町民税における住宅ローン控除の拡充による改正でございます。具体的には控除限度額を拡充する措置が消費税率引き上げに伴い、税負担の増加による影響を平準化し緩和する等の観点から、特例的な措置として講じられるものでございます。

次のページをお願いいたします。附則第7条の4の改正は寄附金税額控除における特例控除額の特例の改正ですが、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために、必要な財源の確保に関する特別措置法により復興財源を確保するため、平成25年から平成49年までの間、復興特別所得税が課されることとなりました。復興特別所得税は当該年度の所得税額を課税標準とし税率は2.1%とされています。したがって、ふるさと寄附金を行い、所得税において寄附金等の適用を受けた場合には所得税額も減少することとなります。このため、復興特別所得税の軽減を含めて、ふるさと寄附金にかかる特別控除を見直すこととされました。なお、この改正は平成26年1月1日より適用されます。

続きまして、附則第17条の2の優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の改正ですが、引用条文を整理するものでございます。

次のページ、7ページをごらんいただきたいと思います。附則第22条の2、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例の改正ですが、読み替え規定の適用による条文の整理、及び東日本大震災により居住の用に供することができなくなった者の相続人が当該家屋の敷地を譲渡した場合には、当該相続人が特例の適用を受けられることとする措置を講ずることによる条文の追加でございます。

10ページをお願いいたします。附則第23条の改正は、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例の改正ですが、読み替え規定の適用による条文の整理でございます。

以上で説明を終わります。

続きまして、承認第2号、東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容について、ご説明申し上げます。

今回の改正の主なものは、特定世帯等に係る軽減特例措置の延長等の見直しでございます。

恐れ入りますが、参考資料の12ページをお願いいたします。新旧対照表、左側の改正案により説明させていただきます。

第5条の2から次のページ、第23条の改正は国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額に関する規定ですが、国民健康保険の被保険者であった者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合について、国民健康保険税の軽減判定所得の算定の特例を恒久化するほか、特定世帯に係る世帯平等割額を最初の5年間、2分の1減額する現行措置に加え、その後3年間、4分の1減額する措置を講ずることによる改正でございます。

15ページをお願いいたします。附則第15項の東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例の規定ですが、引用条文の整理による改正でございます。

以上で説明を終わります。ご承認賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

次に、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

日程第9、議案第21号、一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（鎌形寿一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第21号、一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

本条例は国家公務員の給与の減額支給措置を踏まえ、本町職員の給与について本年7月から来年3月まで給与の5%を減額して支給する臨時特例措置を講ずるために制定するものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

総務課長。

総務課長（五十嵐秀司君）

それでは、議案第21号、一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の内容について、ご説明をいたします。

恐れ入りますが、議案書の15ページをお願いいたします。

町長の提案理由にもありましたように、本条例は国家公務員の給与の減額支給措置を踏まえ、本町職員についても給与の減額支給を実施するために制定するものであります。

東日本大震災が発生し、防災・減災事業の推進や経済の活性化が喫緊の課題である中、その財源とするため国家公務員は昨年4月から平均7.8%の給与の減額措置が実施されているところでございます。本町ではこれまで町長20%、副町長15%、教育長10%の減額を実施するとともに、職員数を削減するなど、行財政改革を進めてまいりましたが、町民の皆様には地方公務員としての姿勢を示すためにも給与の減額措置を実施することといたしました。

それでは、条例の内容について説明いたします。

第1条は条例の趣旨をうたっており、減額措置の期間を平成25年7月1日から平成26年3月31日までとしております。

次に、第2条は給与条例の特例として減額措置の内容を規定しており、第1項で医師を除く全職員の給料について一律5%を削減することとしております。第2項では職員が公務による負傷や結核性疾患にかかるなど、休職をしている場合における給与の減額について規定をしております。現在該当する職員はおりません。第3項では55歳以上で課長補佐クラス以上の職員について、現在給与の1.5%の減額を実施しておりますが、この場合は1.5%減額の給料額をもとに5%減額することとしております。

次の第3条は職員の育児休業等に関する条例の特例を規定したものでございます。次ページをお願いいたします。育児休業として1日2時間までの部分休業をとっている職員の給与月額から、勤務しない時間の給与額を差し引くための1時間当たりの額の算出方法について規定をしております。支給される給与は5%減額されていることから、差し引く1時間当たりの給与額についても5%減じた額とするもので

ございます。

第4条は介護休暇に関して東庄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の特例を規定したもので、介護休暇をとっている職員について給与月額から勤務をしない時間の給与額を差し引くための1時間当たりの額の算出方法を第3条と同様に規定しております。なお、ただいま申し上げました育児休業として部分休業をとっている職員、または介護休暇をとっている職員は現在おりません。

第5条は端数計算の仕方についての規定となっております。

最後に附則で、この条例は、平成25年7月1日から施行することとしております。

以上で説明の方を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

4番。

4番（花香孝彦君）

花香孝彦です。

給与削減を実施しない場合、何かペナルティーがあるんでしょうか。実施した場合には何か補助金が出るのでしょうか。伺わせていただきます。

議長（鎌形寿一君）

総務課長。

総務課長（五十嵐秀司君）

ペナルティー等はありません。実施した場合も補助金等はありません。

議長（鎌形寿一君）

11番。

11番（多田和弘君）

先ほど一般質問の中で城之内議員がこの辺触れられまして、町長からも答弁がありましたけども、一般的には先ほど説明の中で国家公務員よりも地方公務員の給与月給が高いという説明がありました。私も公務員は民間に比べてかなり恵まれているなというのは私の認識ではありますけれども、やはり給与というのは労働に対する対価として支払われているものでありますので、同じ労働をして給与だけ減らすというのは、これはやっぱり生活給としてもらっている公務員の皆さんにとっては

かなりきついのではないかなというふうに思います。

それで、やはり先ほど公務員としての姿勢を示すんだと、町民に対して。それが主な理由だったように感じますけれども、三役は自分たちの給料ですから決められますけれども、大事なのは職員がこの減額に対して理解を示しているのかという、まずこの1点、これをちょっとお伺いしたいなと思います。

それで、もしそういうことに対して理解を示さないで、私どもがここで手を挙げれば可決しちゃうわけですけれども、やはり渋々今度は給料を減らされながら同じ仕事をさせられるということは、すなわち行政サービスに当然影響してくると。余り乗り気じゃないなど。給料というのはやっぱり自分の仕事を高く評価してくれるというその対価としてもらっているわけですから、多ければ多いほど自分の仕事は評価されているんだなと思うわけですから、やはりそのインセンティブとして、働く意欲としてはね返ってくると思うんですね。それを同じに一生懸命やっているのに給料を減らされちゃったというのは、ある意味納得してやればいいんですが、一方的に強制してやるということになれば、やっぱり公務員であろうが民間より高いというのはわかりますけれども、その辺のところは十分理解してもらっているのかどうかということを確認したいなと思ひまして伺います。

それと今一般交付税をその分減らすということに対して何の対価もないというお話がありましたけれども、聞くところによると、一般交付税というのは一般交付税法によって一方的には下げられないというふうに私は理解しているんですが、それのかわりとして国としてはその額に見合った金額を市町村にくれるというようなことを聞いているんですが、その辺のところというのははっきりしていますか。

以上、2点だけよろしくお願いします。

議長（鎌形寿一君）

総務課長。

総務課長（五十嵐秀司君）

今、最後の方の交付税の関係ですけども、その辺についてはこちらの方へそういう情報等は入っておりません。

それから、職員の理解ということでございますけども、一応この減額につきましては庁議、課長会議の方で一応ご報告をさせていただきまして、各課長の方から職員へのこの給与改定に伴う内容趣旨、そういうものを説明していただいて理解をし

てもらったつもりでございます。

また、職員組合の執行部の方へ方針を伝えて理解を求めたところでございます。その組合の方からのそれに関する意見ということはまだちょっと上がってきませんが、そういう状況で理解を得られたんだと思っています。

以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

7番。

7番（城之内一男君）

一般質問でも質問したんですけども、やはりペナルティーがないとか言っていますけども、これは地方交付税を減らすというのは完全なるペナルティーですよ。また、あめというか、やはり元気づくり事業とかその分の努力は認めて加算というあめの部分もあるのはこれは確かであって、また地方交付税減額ということは、やらなければそれだけのものを町としてどこかで削減しなければ減額措置を考えるとかなり削減しなければいけない部分で、やはりこれはペナルティーを科していると思いますよ。

その中で、やはり財政調整の交付金で求めるということも確かに疑問を感じるころなんですけども、やはり国が7%求めているその分を交付税で減らすということはそれなりの経費削減をしなければいけないということ、7.8%の中で5%を減らすという基準に関しては2.5%分の影響が出るわけですが、この辺に関して。

それと一律カットという部分も、かなり考えなければいけない部分もあるとは思いますが、それとあと来年3月までの時限立法ですけども、ただこれがそれで済むかというところを、ただ行政としてどう考えているのかわからないですけども、それでいくとは到底考えられないとは思いますが、その辺を含めてお聞きします。

議長（鎌形寿一君）

総務課長。

総務課長（五十嵐秀司君）

一般質問のときにもお答えしたんですけども、この給与の削減に伴います普通交付税に反映される基準財政需要額が、おおよそ1,900万円の減額になる予定と見ております。それで、5%の職員の給与の削減を実施した場合、7月から来年の

3月までの9カ月間で、おおむね給与で約2,420万円、それから管理職手当がその給与のパーセントで支給しておりますので、管理職手当で約29万円、計約2,450万円程度の節減になるというような予想をしております。

交付税等が減ったということで、町民サービスそういうものはやっぱり滞ってはいけないと思いますので、こういう形の中で今までの事務事業・事務処理の執行ができるように考えていきたいと思っております。

あと期限的なものですけど、やはり時限立法ということで理解をしておりますので、4月以降については現在のところ考えておりません。

以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

討論省略には異議がありますので、この討論は行うことにします。

この討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

4番。

4番（花香孝彦君）

4番、花香孝彦です。

議案第21号、一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例に反対討論。

私は給与削減に反対です。当町の人件費の抑制は職員数を減らして調整する方針であり、給与水準の維持により職員のモチベーションが保たれることで仕事へのやる気に張り合いが出るのだと思います。職員は休日も職務に従事したり、PTAやボランティア活動にも積極的に参加しており、これ以上人数を減らせないぎりぎりのところで頑張っている姿を見ると、大幅な職員数削減と給与削減は同時に行うべきではないと考えます。

データの的には城之内議員の一般質問、町長答弁でも20%カットとありましたように、人件費平成13年約8億円から平成22年約5億9,000万円と、普通会

計職員数は平成12年144人から平成21年109人となり、当町の人件費、職員給だけで見ると、10年間で約26%削減済みである点、職員数は24%減の千葉県の町村では最も少ない人口1,000人当たりの職員数7人である点と、データでも示されております。

給与を削減する以上、当町の人件費削減の方針、方向性を考え直さなければならなくなり、これからは職員数を抑えている分、給与は極力減らさない方針であり、人一倍頑張ってもらいたいと言えなくなってしまう。

次に、地方公務員給与は住民や議会の意思に基づき自主的に決定すべきものであると千葉県市長会、町村会にて反対の決議の書面内にも明記されており、地方交付税、震災を理由に地方に削減を強要することは財源の乏しい自治体のみが困ることであり、財源の乏しい当町も仕方なく賛成の方向を示しているのだと思われま。地方分権に逆行しています。将来的に長い目で見てよく考えていただきたい。

福島県全59市町村中51市町村が給与削減に反発しているニュースもあり、このような案件に一度賛成してしまえば次も震災や地方交付税削減を理由に何らかの削減を強要されてしまうあしき前例となりかねないため、十二分に検討する必要がある案件であると強く言いたい。

地方交付税は地方の固有財源です。なぜ全国の知事会、県議会議長会、市長会、市議会議長会、町村会、町村議長会が共同声明、国に意見を述べているのか考えていただきたい。住民、地方議会での判断が問われているのである。自主的な判断を問われている以上、被災地でもあり人件費の削減が進んでいる当町は給与の削減はしないという決断をしてよいのだと、町村会でも住民や議会の意思に基づき、各地方公共団体が自主的に決定すべきものに反すると言わざるを得ないと意見しています。

震災を用いて国民の賛成を得やすい公務員の給与削減を理由にすることで、当町でも町民の賛成を得やすい話となってしまいますが、実際には国家公務員も給与を削減したのだから地方も給与削減をというただ感情論的な根拠の乏しいような話であり、地方交付税を削減する理由の一つに利用されているだけで、削減した財源は本当に復興に使われるのでしょうか。最終的に誰が負担させられているのでしょうか。職員ではないですか。

当町においては行財政改革実施済みで、人件費の抑制は進んでおり、町民へは既

に姿勢は示し済みであり、たとえ地方交付税の削減はされても職員の給与の削減は行わないと町村会と同調して強く訴えていきたい。被災地や人件費削減が進んでいる町村が反対できるように、法律内の附則 1 2 条に「自主的かつ適切に」という文言が入れられているのではないのでしょうか。

またアベノミクスによる物価上昇に対して給与も上がってくる話・方針であり、なぜ公務員のみ増税、物価上昇と給与削減の二重苦を迫るのは間違いではないでしょうか。これ以上の人件費の削減はモチベーション、やる気の低下は当町においては給与分の負担コストと比べても大きなマイナスである。

また、今回この条例案の提出に当たり、私的には補助金が増額される対案が国からあったのかと思います。元気づくり事業とかやはりあったんだと思います。であれば、一番損をするのは職員であり、給与削減される職員へも対案、何らかの手当があってもよいのではないのでしょうか。

よって、震災のための給与削減ではなく、本当は地方交付税を削減した場合の地方の反発ぐあいを試されているのであり、これからの地方交付税の削減を他の削減案を提案してくることにつながりかねない大事な局面なのだと判断いただきたい。

このような理由により、職員も住民の 1 人であり、一方的に給与削減を押しつけるのは何も言えない弱者への強制であり、また地方交付税の削減を安易に許してしまうことは将来的に同じことが繰り返されてしまう悪い前例をつくりかねない。地方議会の判断が、我々の判断が問われているのである。

午前中に町長よりやらなくてよいと力強い意思表示もいただいたこと、いま一度考えていただき、議員各位におかれましては今だけを見て復興イコール賛成と安易に議決するのではなく、将来的なことも考えられる十二分に協議する環境を整えていただきたいと、慎重審議のほどよろしく願いいたしまして、反対討論とさせていただきます。

議長（鎌形寿一君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

討論なしと認めます。

これから議案第21号、一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例を制定することについてを採決します。

この表決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(鎌形寿一君)

起立多数です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第22号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(鎌形寿一君)

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第22号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

本条例は本年4月13日から「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が施行されたことから、緊急事態措置に伴う派遣職員に対して「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を支給するため、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正するものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長(鎌形寿一君)

総務課長。

総務課長(五十嵐秀司君)

それでは、議案第22号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の内容についてご説明をいたします。

本条例は新型インフルエンザ等の病原性の高い新感染症が発生し、これに対応す

るため他の自治体などから本町に派遣された職員に派遣手当を支給するための根拠を定めるために給与条例を改正するものでございます。

恐れ入りますが、参考資料の16ページをお願いいたします。新旧対照表の左側の改正案により説明をさせていただきます。

第3条第2項は、手当の名称を列記した部分の最後に「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える改正でございます。

第16条第3項では、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のために派遣された職員が住所又は居所を離れて東庄町の区域内に滞在することを要する場合に派遣手当を支給する旨、規定してございます。また、第4項では支給手当に関する規定で、災害派遣手当、武力攻撃災害派遣手当の次にこの派遣手当を加える改正をしております。

なお、額につきましては総務省の基準に従って定められております。

最後に附則で、この条例は、公布の日から施行するとなっております。

以上で説明の方を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

これから、議案第22号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 22 号は原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 23 号、和解についてを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(鎌形寿一君)

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第 23 号、和解についての提案理由を申し上げます。

平成 3 年度に実施した小南地先の地籍調査において瑕疵が発見され、関係する地権者と紛争が生じました。これを解決するため、当該地権者と協議を進めてまいりましたが、このたび和解の合意をいたしましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、地籍調査は土地所有者の権利保護の基礎となる事業であります。その重要性に鑑み、引き続き適正な事務の執行に努めてまいる所存でございます。

詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長(鎌形寿一君)

まちづくり課長。

まちづくり課長(金島正好君)

それでは、私の方から議案第 23 号、和解についての議案内容を説明いたします。

平成 3 年度に実施した東庄町小南 1958 番地 2 と東庄町小南 3004 番地 1 の土地の境界に係る地籍調査において、本来筆界未定と処理をすべき案件を誤った境界線で登記したことに対するの和解でございます。

和解の相手方は小南 1958 番地 2 の所有者、東庄町小南 1088 番地、篠本博氏でございます。

和解の内容は町は篠本氏に、和解金として 403 平米に町道買収単価の 2,000 円を掛けた 80 万 6,000 円を篠本氏に支払い、篠本氏は小南 1958 番地 2 と小南 3004 番地 1 との筆界を地籍図のとおりと認め、工作物等を境界線まで移動または撤去する内容でございます。

なお、篠本氏と町は、本和解条項に定める他には、何らの債権債務の存在がないことを確認しております。

以上で議案第23号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

これから、議案第23号、和解についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第24号、平成25年度東庄町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（鎌形寿一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第24号、平成25年度東庄町一般会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,951万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億251万9,000円とするものでございます。

今回の補正は財源措置のある補助事業、または緊急性の高い事業について予算計上をしております。

まず補助事業でございますが、財団法人自治総合センターの助成金の活用によるコミュニティ助成事業でございます。また県の補助金を財源とする風しんワクチン予防接種事業、消費者行政事業や、そしてまた観光推進事業に係る経費を計上いたしております。そのほか小学校の施設や幼稚園の遊具について急遽補修工事が必要となったため、所要額を計上しております。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。よろしくご審議の上、可決くださいますよう、お願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

総務課長。

総務課長（五十嵐秀司君）

それでは、平成25年度東庄町一般会計補正予算（第1号）の内容について、説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案書の25ページをお願いいたします。まず歳出の方からご説明を申し上げます。

2款・総務費、1項5目・企画費のコミュニティ助成事業助成金210万円は、新宿区のお祭り用品整備に対する助成で、全額自治総合センターの助成金によるものであります。

同じく企画費、自治会等集会施設整備事業補助金49万8,000円、こちらは竜神台青年館の屋根や外壁塗装の修繕工事に対する助成で、経費の4分の1を補助いたします。

次に、4款・衛生費、1項2目・予防費の13節・委託料692万5,000円と20節・扶助費でマイナスの623万円ですが、予防接種等委託料については今まで任意接種であったヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチン、子宮頸がん予防ワクチンが平成25年4月から定期予防接種に変更になったため、20節の扶助費より692万5,000円を移動したものでございます。なお、20節・扶助費では風

しんワクチン予防接種費用助成金として69万5,000円を新規計上しているため、その分が差額となっております。風しんワクチン予防接種は120人分を見込んでおり、接種費用の2分の1が県補助となっております。

次に、6款・商工費、1項1目・商工総務費で、消費者行政にかかる事業の増額補正450万円ですが、県補助金を財源として行うもので、講師謝礼、リーフレット等のPR用品、相談事業委託料、食品放射能測定器購入費が主な事業となっております。また、歳入の県補助金が補正額を超過する分は当初予算で計上していた物件費等への財源振替となっております。

次に、同じ商工費の3目・観光費で、観光おもてなし推進実行委員会交付金430万円、町と観光協会及び商工会で構成する東庄町観光おもてなし推進実行委員会への交付金で、推進事業では観光パンフレットの作成やアニメ天保水滸伝を活用した宣伝が計画をされております。こちらも県補助金を活用した事業となっております。

次に、7款・土木費、5項1目・地籍調査費の和解金80万6,000円、先ほど議決をいただきました議案第23号の和解金でございます。

次に、9款・教育費、次ページをお願いいたします。2項1目・学校管理費で、教育施設維持補修工事費300万円でございますが、2件の工事費となっております。笹川小学校の浄化槽ブロワが故障したことによる交換工事60万円と、橘小学校の外部階段（非常階段）の外壁亀裂等の補修工事240万円を計上しております。

同じく教育費の4項1目・幼稚園費の教育施設維持補修工事費62万円は、橘幼稚園遊具のグローブジャングル撤去工事5万6,000円とジャングルジム新設工事5万6,000円でございます。グローブジャングルは耐用年数や安全面を考慮して撤去するものですが、さる3月にも修理不能のジャングルジムを撤去したことから園児の遊具が必要であるため、ジャングルジムの新設分の計上をいたしました。

最後に12款・諸支出金、1項1目・基金費の地域福祉基金積立金300万円は、さる3月19日に福祉施策の充実のために新宿にお住まいの方より指定寄附をいただいたものでございます。24年度末であったため福祉事業の財源とすることができませんでしたが、ご寄附いただいた300万円を一旦地域福祉基金に積み立て、今年度の福祉事業の検討をした後にその財源として基金より繰り入れる予定であり

ます。

次に、歳入について申し上げます。24ページへお戻りいただきたいと思います。

15款・県支出金、2項3目・衛生費補助金の1節・予防費補助金で風しんワクチン接種補助金34万円、歳出で申し上げました風しんワクチン予防接種の補助金であります。同じく県補助金の5目・商工費補助金のうち、2節・商工費補助金は消費者行政活性化基金事業補助金502万6,000円、3節・観光費補助金、宿泊滞在型観光推進事業補助金384万円、こちらは歳出の消費者行政関係事業費と観光おもてなし推進実行委員会交付金の財源となっております。

次に20款・諸収入、5項3目・雑入で、コミュニティ助成事業助成金210万円を計上しております。

最後に、歳入が歳出に不足する821万3,000円について、19款・繰越金で補正をするものでございます。

以上で、一般会計補正予算(第1号)の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の方をお願い申し上げます。

議長(鎌形寿一君)

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

これから、議案第24号、平成25年度東庄町一般会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第13、報告第1号、繰越明許費繰越計算書について（平成24年度東庄町一般会計繰越明許費繰越計算書）の報告を行います。

町長より報告の申し出がありましたので、これを許します。

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

それでは、平成24年度東庄町一般会計における繰越明許費繰越計算書について、ご報告を申し上げます。

報告第1号は、さきの3月定例会で繰越明許費を定めた平成24年度一般会計補正予算について、可決承認をいただいたところでございますが、今回、その繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条の規定に基づき、ご報告をさせていただくものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

総務課長。

総務課長（五十嵐秀司君）

それでは、報告第1号、繰越明許費繰越計算書の内容について、ご説明をいたします。

議案書つづりの28ページをお願いいたします。平成25年度に繰り越す事業は計算書にあります6事業であります。

まず、7款・土木費、2項・道路橋梁費で4事業でございます。うち道路付属物等点検50万円、法面・盛土等点検100万円、舗装補修工事1,000万円は国の補正予算を財源とした事業であります。もう1件の道路改良工事2,360万7,000円は用地買収等の関係により、繰り越しとなったものであります。

次に、9款・教育費で2事業、こちらも国の補正予算を財源とした理科教材や実験器具の整備費でございます。2項・小学校費で250万円、3項・中学校費で50万円が繰り越しとなっております。

6事業の総繰越額は3,810万7,000円で、その財源は国県支出金686万8,000円、地方債380万円、一般財源2,743万9,000円となって

おります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

本件については報告事項でございますが、特に質疑があればこれを許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

質疑なしと認めます。

以上で報告を終わります。

日程第14、請願第1号、道路舗装及び側溝整備に関する請願から、日程第17、陳情第2号、TPP交渉参加に関する意見書の提出を求める陳情まで、以上、4件を一括議題とします。

職員に請願・陳情の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（鎌形寿一君）

ここで請願紹介議員から趣旨説明を求めます。

請願第1号、道路舗装及び側溝整備に関する請願についてを5番、佐久間義房君。

5番（佐久間義房君）

5番、佐久間です。

この道路は仲内区の今までの最重要課題になっております。今現在軽自動車以外入っていけないような道幅でありまして、災害時において救急車、まだいまだ火事は起きなかったですけど、緊急自動車が入っていけない状態なので、あそこをストレッチャーでこう押していくんですけど、下が砂利道なものですからストレッチャーでうまく運べないというような状況がずっと続いておりました。一般の生活道路という重要な道路でありますので、ぜひ拡張してきれいに整備していただきたいということの住民の要望であります。

まして、地権者9名全員の同意も得ておりますので、十分に道幅がとれる状況になりましたので、ぜひよろしくお願いいたします。みんなの区の協力が得られますので、よろしくお願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

次に請願第2号、「国における平成26（2014）年度教育予算拡充に関する意見書

」採択に関する請願、及び請願第3号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願についてを12番、土屋進君。

12番（土屋 進君）

12番、土屋です。

ただいま事務局より読み上げていただきました請願第2号、「国における平成26（2014）年度教育予算拡充に関する意見書」、及び請願第3号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願ですが、教育会は次代を担う子どもたちをより多く育みたいとの願いですが、時代の進行とともに新たな課題が次々と生じており、これらに日々ご尽力されております。

子どもたちの教育は国の礎であると考えます。どうか議員各位におかれましては日本の将来を見据えてこの事柄を捉えていただき、両請願を採択していただきたくお願い申し上げる次第です。

以上簡単ではございますが、紹介議員の趣旨説明といたします。ありがとうございました。

議長（鎌形寿一君）

これらの請願・陳情は、会議規則第91条第1項及び第94条の規定により、お手元の付託表のとおり所管の常任委員会に審査の付託をします。

日程第18、休会の件を議題とします。

常任委員会審査等のため、あす19日は休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、あす19日は休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

6月20日の会議は、議事の都合により午後2時30分に繰り下げて開くことにします。

予定の時刻にご参集願います。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(午後 4時05分 散会)